

第一百五十六回

参議院農林水産委員会会議録第十三号

平成十五年五月二十九日(木曜日)

午後一時開会

委員の異動

五月二十九日

辞任

信田 邦雄君
市田 忠義君補欠選任
三浦 一水君
大沢 南美君出席者は左のとおり。
委員長 理事

| | | |
|------|-----------|-----------|
| 委員長 | 田中 直紀君 | 三浦 一水君 |
| 理事 | 常田 享詳君 | 和田ひろ子君 |
| | 岩永 浩美君 | 太田 豊秋君 |
| | 太田 加治屋義人君 | 小谷 平敏文君 |
| | 松山 政司君 | 郡司 彰君 |
| | 羽田雄一郎君 | 木下 寛之君 |
| | 木下 良一君 | 西藤 久三君 |
| | 木下 勝之君 | 西藤 明君 |
| | 渡辺 孝男君 | 梅津 準士君 |
| | 辰美君 | 鶴田 康則君 |
| | 岩本 荘太君 | 梅津 亮治君 |
| | 中村 敦夫君 | 須賀田菊仁君 |
| | 太田 豊秋君 | 松原 謙一君 |
| | 龜井 善之君 | 石原 一郎君 |
| | 農林水産大臣 | 海上保安庁長官 |
| | 農林水産副大臣 | 環境省地球環境局長 |
| 國務大臣 | | 岡澤 和好君 |

付) 本日の会議に付した案件
 ○政府参考人の出席要求に関する件
 ○食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 ○食品安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

大臣政務官
厚生労働大臣政
農林水産大臣政渡辺 具能君
山田 繁司君務官 厚生労働大臣政
内閣官房内閣審議官
厚生労働省医薬品保健部長渡辺 孝男君
山田 繁司君事務局側
常任委員会専門員
内閣官房内閣審議官
厚生労働省健康局長梅津 準士君
鶴田 康則君政府参考人
農林水産省総合食料局長
農林水産省生産局畜産部長梅津 亮治君
須賀田菊仁君農林水産技術会議事務局長
水産庁長官西藤 久三君
松原 謙一君農林水産省生産局畜産部長
海上保安庁長官西藤 明君
石原 一郎君農林水産省医薬品保健部長
内閣官房審議官梅津 準士君
鶴田 康則君農林水産省生産局畜産部長
環境省地球環境局長深谷 憲一君
岡澤 和好君

○委員長(三浦一水君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

○委員長(三浦一水君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、市田忠義君が委員を辞任され、その補欠として大沢辰美君が選任されました。

○委員長(三浦一水君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

○委員長(三浦一水君) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、食品の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案、食品安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案及び牛の個体識別のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案、以上四案の審査のため、本日の委員会に内閣官房内閣審議官梅津準士君、厚生労働大臣官房審議官鶴田康則君、厚生労働省健康局長高原亮治君、厚生労働省医薬品保健部長遠藤明君、農林水産省総合食料局長西藤久三君、農林水産省生産局畜産部長松原謙一君、農林水産技術会議事務局長石原一郎君、水産庁長官木下寛之君、海上保安庁長官深谷憲一君及び環境省地球環境局長岡澤和好君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三浦一水君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(三浦一水君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○國務大臣(龜井善之君) 今、御指摘をいただきました件、いろいろやつてまいつたわけでありましたが、まだこれからいろいろ過程と、こう私ども

○委員長(三浦一水君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○國務大臣(龜井善之君) 今、御指摘をいただきました件、いろいろやつてまいつたわけでありましたが、まだこれからいろいろ過程と、こう私ども

○委員長(三浦一水君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○國務大臣(龜井善之君) 今、御指摘をいただきました件、いろいろやつてまいつたわけでありましたが、まだこれからいろいろ過程と、こう私ども

もに指摘をされた問題はたくさんあるわけでありまして、そのことを踏まえて、この食肉流通問題を承つて、あのようないろいろ不始末をしておるとの反省の上にやらなければならないと、このように考えております。

○常田享詳君 新大臣の下では是非引き続い緊張感を持つて、また反省を生かして対処していただきたいというふうに思います。

さて、トレーサビリティーのことでありますけれども、実は昨日、我が党の小斎平議員の質問に対する答弁をお聞きしておりますと、私、頭が悪いのか、答弁になつていないと、うふうに思いまして、それで、至急その議事録を、小斎平議員の議事録を取り寄せまして、読み返してみました。そうしたら、小斎平議員が指摘しておられることは誠に得を得ていて、答弁はそのことに対する極めて不誠実というか、的を得た、聞いていることに答えていないことが私としては思ひますので、同じ自民党の小斎平議員でありますので、同じ政党としてこのままではちょっと納得できないなと思いますので、再度お尋ねをさせていただきます。そういう意味で、小斎平議員にはお許しいただいて、ちょっと議事録を使わせていただきますけれども。

小斎平議員がまず冒頭に聞かれましたのは、輸入牛について、JAS法で国産、輸入の別を表示することを義務付けているものの、本法では表示の義務の対象になつてない。輸入牛肉が国内流通量の六五%を占めている状況で、こういう下で、今回のトレーサビリティーの対象になる牛肉は流通量の約四分の一程度しかない。全体の流通量の二五%しか対象とならないというのでは、牛肉製品等に例えれば事故があつた場合、製品の回収とか事故原因の究明、これができないのではないかということをまず聞いておられるわけですね。

ところが、農水省の答弁は、今のところに全く、この今までそういう、何かがあつたときにさかのぼつて原因の究明とか回収とか、そういうことがちゃんとやれるのかということについて答弁をしていないんですね。だから、ここどころをきちんと、この制度でそういうことがさかのぼつて、輸入牛、輸入牛肉についてもできるのかどうか、今の制度、この制度ではですね、そこをちゃんとおつしゃつておいていただきたい。

○國務大臣(亀井善之君) このトレーサビリティーシステムの導入、これは、この間も申し上げましたが、BSEの発生、このことによりこの制度の導入と、こういうことで、国産牛肉と、こういうことでお願いをしておるわけであります。

○常田享詳君 大臣、申し訳ないんですけど、今御答弁は昨日のとおりなんですよ、結局ですね。私がお聞きしているのは、小斎平議員が聞きたかったところは、例えば、具体的に言うとカナダで一月に出ましたね、今もう五月ですね、この間、かなりのものが流通しているという危険性がある。また後ほど触れますけれども、アメリカにカナダの生体牛がかなり入ってて、それがアメリカの牛として日本に入ってきてる、だけれども

そのところも担保されていないというようなね。

ですから、もう一度申し上げますけれども、六五%を占めているわけですね、輸入牛肉が。そういう日本の状況の中で、国産牛はいいんですね、昨日、小斎平議員も何遍もおつしゃつておる。国産牛が安全だということは、全頭検査もやっているし、その上にトレーサビリティーも今後、今度もやる。だから、国産牛のことを言つていうわけじゃなくて、輸入牛の中で、それからBSE発生国に検疫でやるというようなことは承知していますよ。それで、これから、今回もやつたところも含めて、この日本の六五%の、特に、BSE発生国は入らない、非BSE発生国のですね、そういうところに对するところで、何かがあつたときにちゃんとさかのぼつて回収したり、それ

さらに、輸入品までトレーサビリティーを、世界じゅうで、現在、輸入品までトレーサビリティーシステムを徹底している国はないよう承知をしておりまして、これら、いろいろ、外務省や厚生労働省の見解を伺い、また、現行WTO協定、SPS、TBTとの違反のおそれと、こういうこともあります。EUでもやつてないようなわけであります。これまでいろいろ、外務省や厚生労働省の見解を伺い、また、現行WTO協定、SPS、TBTとの違反のおそれと、こういうこともあります。E.U.でもやつてないようなわけであります。

○政府参考人(須賀田菊仁君) トレーサビリティーシステム、原材料にさかのぼつて追跡・検証できるシステムでございますので、食品事故が起きた場合に、その原材料までさかのぼつて追跡することができます。輸入牛肉について、この法案の、法案の対象として個別識別情報の伝達を義務付けるということは、先般の申し上げましたとおり、国際協定上の問題もあり困難であると考えておりますけれども、輸入牛肉の安全、安心に対する今の先生の御指摘を始め、恐らく消費者の皆様も強い心配があるかというふうに思つておりますので、輸入牛肉の生産履歴情報を幅広く消費者に提供していくということは極めて重要な課題というふうに思つております。

輸入牛肉について、この法案の、法案の対象として個別識別情報の伝達を義務付けるということは、先般の申し上げましたとおり、国際協定上の問題もあり困難であると考えておりますけれども、輸入牛肉の安全、安心に対する今の先生の御指摘を始め、恐らく消費者の皆様も強い心配があるかというふうに思つておりますので、輸入牛肉の生産履歴情報を幅広く消費者に提供していくということは極めて重要な課題というふうに思つております。

ささらに、輸入品までトレーサビリティーを、世界じゅうで、現在、輸入品までトレーサビリティーシステムがござりますので、食品事故が起きた場合に、その原材料までさかのぼつて追跡することができます。輸入牛肉について、この法案の、法案の対象として個別識別情報の伝達を義務付けるということは、先般の申し上げましたとおり、国際協定上の問題もあり困難であると考えておりますけれども、輸入牛肉の安全、安心に対する今の先生の御指摘を始め、恐らく消費者の皆様も強い心配があるかというふうに思つておりますので、輸入牛肉の生産履歴情報を幅広く消費者に提供していくということは極めて重要な課題というふうに思つております。

輸入牛肉について、この法案の、法案の対象として個別識別情報の伝達を義務付けるということは、先般の申し上げましたとおり、国際協定上の問題もあり困難であると考えておりますけれども、輸入牛肉の安全、安心に対する今の先生の御指摘を始め、恐らく消費者の皆様も強い心配があるかというふうに思つておりますので、輸入牛肉の生産履歴情報を幅広く消費者に提供していくということは極めて重要な課題というふうに思つております。

輸入牛肉について、この法案の、法案の対象として個別識別情報の伝達を義務付けるということは、先般の申し上げましたとおり、国際協定上の問題もあり困難であると考えておりますけれども、輸入牛肉の安全、安心に対する今の先生の御指摘を始め、恐らく消費者の皆様も強い心配があるかというふうに思つておりますので、輸入牛肉の生産履歴情報を幅広く消費者に提供していく

からその原因を突き止めることがこの制度でできることですかということを聞いているんです。

再度お答えください、大臣でなくとも結構です。

メリカですよ。もし、じゃアメリカのものが入ってくるときには、それが本当に安全かどうかということを、アメリカは安全だと言いますよ、だけれども日本のようにアメリカは全頭検査やつていませんからね。ですから、本当に安全だと言えるのかどうなのか、輸出国だけの証明書で言えるのかどうなのかということになれば、やっぱり小斎平議員が指摘したように、ちゃんとそのところを輸出国に対してもやらせるということが担保されないと意味がないんではないかということなんですかけれども、ここはどうでしょうか。

○國務大臣(龜井善之君) 先ほどもちょっと申し上げ、また局長からも申し上げましたが、国際的な個体識別情報の伝達、この義務付けの問題につきましてはいろいろある申し上げておりますが、国際協定上の問題、これもあるわけであります。そして、私ども、何としても輸入牛肉の安全安心、これを消費者の関心、大変強いわけでありますので、そのことはしっかりとやらなければならぬわけであります。そして、先週、前回もこの委員会で御指摘をちょうだいしておりますこの安全性の問題に関する先生方のいろいろの御意見をまた厳格に私は受け止めておるところでございます。

そして、今般のカナダにおけるBSEの感染牛の発見に伴いまして、このBSEが、我が国への侵入防止に万全を期していかなければならぬわけでありまして、特にカナダとの家畜、畜産物の輸出入が多い米国に対しまして、私は、我が国に米国からその牛肉が輸出されておるわけであります。そして、この安全性に問題のないよう、そして今までいろいろと経過もあるわけでありまして、近いうちに私から米国大使館に、先生方、この委員会での皆さん方の御意見、こういうものを十分申し上げて、そして安全な牛肉が輸入されるようになお一層努力をしていただき、こう考えております。

○常田享詳君 大臣からそういう、強くそういう

要請をしていただくことは大事だと思います。それをお願いしたいと思いますが、今まで手をこまねいていたんですか、農水省は、アメリカに対するですね。何らかのアクションを起こしておられると承知しておりますけれども、どういうアクションを起こされたのか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) これまで、まず、五月二十一日にカナダ政府が自分のところでBSEが発生したということを発表いたしまして、直ちにカナダからの、カナダからの牛、綿羊、ヤギ、そしてそれらの動物由来の肉製品の輸入というのはその日に直ちに停止をいたしました。

先生御指摘のように、カナダからだけではなくて、アメリカ産の牛肉の中にカナダ由来のものが含まれる可能性が排除できないということでございまして、まず二十一日に、カナダ由来であるといふことが明らかなものについては米国産牛肉の輸入を停止するように動物検疫所に指示をいたしました。さらに、二十二日には、アメリカの政府当局に対しまして、米国を経由したカナダ由来の牛等を日本向けに輸出しないように書簡で申入れをいたしました。さらに、動物検疫所に對して、輸入検査をする際に米国からの牛肉等に特定部位が混じっていないということをちゃんと確認して、そして証明書を書くようにという指導をしたところでございます。

○常田享詳君 私がここでくどく重ねてお尋ねしているという意味は、何も日本だけのことを見て言つているわけではなくて、私は今こそ、このBSE問題では日本が世界の一つのモデルになつてリーダーシップを取る、またそれだけのことが取られているのか、こういうことを調査する必要がございますので、ちゃんとアメリカへ調査団を派遣しろという指示をいただいておりまして、本日、アメリカに対して私どもの職員を派遣いたしまして調査をさせるという措置を取っているところでございます。

○常田享詳君 じゃ、今の大臣並びに局長の答弁をお聞きした上で、改めて小斎平さんの質問をさせていただきます。

輸出国に安全性を確保させるための手段を、安

要があると思うと、また、トレーサビリティー等の安全確保システムの導入を求めるべきだと。このところは、じゃどうなるんですか。求めるんですか、何かそういう。トレーサビリティーだとは言つていませんよ、等を含めて。

○國務大臣(龜井善之君) 米国や、豪州もそうですが、なぜ今与野党ともにこの問題を言つているかといつたら、衆議院でこの法案を審議したときにカナダの問題出でていないんですね。衆議院でこの法案が成立してからカナダの問題が起つているですから。ですから、そのところを十分認識していただいて答弁していただきなきゃならないのに、昨日の小斎平さんの答弁見たところ、全くそういった真剣さがないということで、今日重ねて私はまた取り上げておるわけであります。厚生労働省に、それでは同様のことでお尋ねをいたします。

昨日の答弁を聞いていますと、農林水産省は、要は、BSEが発生した、発生国にしろ何にしろ本際だということ、いわゆる水際での検疫と食品衛生法での対応が一番大事なんだということを力説しているわけですね。

とりわけ、カナダ産牛肉のみならずアメリカを経由したカナダ由来牛肉の輸入についてもそういうことでありますけれども、本当に先ほど来申し上げている、カナダを経由して入つてくるアメリカの、逆ですね、アメリカを経由して入つてくる牛ですね、肉ですね、が本当に水際で、厚生労働省の食品安全基本法で検疫で防ぎ得るのかどうなのか、完璧にですね、それをちょっとお尋ねしておきたいと思います。農水省はできると言つているんだから。

○政府参考人(遠藤明君) 私ども、外国から食肉を輸入する際には、食品衛生法第五条第二項に基づいて、相手国政府の発行する衛生証明書をもつて我が国で流通する牛肉等の安全性の確保の一助にしているというふうなところでございます。もちろん、その後、水際での検査等もやつていいというふうなシステムでございます。

○常田享詳君 ですから、農水省は厚生労働省だから、そういう意味からが一つと、それから冒頭に申し上げておかなきやいけなかつたんではが、なぜ今与野党ともにこの問題を言つているかといつたら、衆議院でこの法案を審議したときにカナダの問題出でていないんですね。衆議院でこの法案が成立してからカナダの問題が起つているですから。ですから、そのところを十分認識していただいて答弁していただきなきゃならないのに、昨日の小斎平さんの答弁見たところ、全くそういった真剣さがないということで、今日重ねて私はまた取り上げておるわけであります。厚生労働省に、それでは同様のことでお尋ねをいたします。

昨日の答弁を聞いていますと、農林水産省は、要は、BSEが発生した、発生国にしろ何にしろ本際だということ、いわゆる水際での検疫と食品衛生法での対応が一番大事なんだということを力説しているわけですね。

とりわけ、カナダ産牛肉のみならずアメリカを経由したカナダ由来牛肉の輸入についてもそういうことでありますけれども、本当に先ほど来申し上げている、カナダを経由して入つてくるアメリカの、逆ですね、アメリカを経由して入つてくる牛ですね、肉ですね、が本当に水際で、厚生労働省の食品安全基本法で検疫で防ぎ得るのかどうなのか、完璧にですね、それをちょっとお尋ねしておきたいと思います。農水省はできると言つているんだから。

○政府参考人(遠藤明君) 私ども、外国から食肉を輸入する際には、食品衛生法第五条第二項に基づいて、相手国政府の発行する衛生証明書をもつて我が国で流通する牛肉等の安全性の確保の一助にしているというふうなところでございます。もちろん、その後、水際での検査等もやつていいというふうなシステムでございます。

○常田享詳君 ですから、農水省は厚生労働省だから、そういう意味からが一つと、それから

局 元々BSEの問題は、食品安全委員会を作ることになつたのも、そして今関連法案を、基本法も作つて関連法案もやろうとしているのは、総割り行政がいかに国民の安全、安心、食の安全、安心を脅かしたことかと反省した上で再構築しようとしているわけでありまして、どうも昨日の農水省の答弁のようには厚生労働省は完璧にやれるということではないと思います。

また、厚生労働省は、カナダでのBSEの発生後、カナダや米国からの輸入牛肉についてどのような対策を取つてこられたのか。また、現在カナダ由来で米国を経由して輸入されている牛について、厚生労働省は米国に対して、米国に対してですよ、厚生労働省は米国に対し具体的にどのような対応を取つておられるのか。

○政府参考人(遠藤明君) カナダ及び米国に対する措置でございます。

まず、カナダに対しましては、五月二十一日に、先ほど申し上げました食品衛生法第五条第二項に基づきますカナダ政府の発行する衛生証明書を受け入れないということでカナダからの牛肉の輸入を認めないという措置、及び国内に流通しているカナダ産の牛肉等について、輸入業者別、製品別の輸入実績を確認し、国内で一頭目のBSE感染牛が発見された際と同様、特定部位の混入している若しくはそのおそれのあるものの回収を輸入業者等に指示をしたところでございます。

また、米国政府に対しましては、カナダと隣国の関係にありますことから、米国産輸入牛肉の安全性確保に万全を期するため、米国における直近のBSE対策の詳細について情報提供を要請するとともに、米国におけるBSEサーベイランスの強化、特定部位や高齢牛由来の牛肉等の輸出中止等の、BSE発生前にそういった事前の対策をどのように検討しているのかというふうなことについても要請をしたところでございます。

○常田享詳君 私の手元にもその要請書があるわけですけれども、アメリカ合衆国駐日大使館特命全権大使あてに遠藤部長が出しておられる。これ

を見ますと、今もおっしゃいましたけれども、貴国における最新のBSE対策の詳細について当方に情報提供されたいと。また、貴国においてBSEが発生した場合の混乱を未然に防止するため、特定部位及びこれが含まれる可能性がある食品の対日輸出を中止されたいと。それから、二十四か月齢以上の牛由来の牛肉等の対日輸出を中止されたいと。それから、BSEサーベイルансの強化等考えられる事前の対策については検討されたいと。そして、それについて回答されたいと。非常に、農水省よりもはつきりとアメリカに対しても、BSEが出たのはカナダであるけれども、これは、だけれども、明らかに厚生労働省としては、BSEが出たのはカナダであるけれども、大量に輸入した、アメリカから大量に輸入している日本、ましてやアメリカ経由でカナダの牛が入ってくる可能性もある。それから未発生国とはいっても、アメリカそれ自体も安心できる状況ではないということから、こういった強い要請をされたと思いますが、その確認と、これをいつまでに回答してもらうつもりなんですか。回答をお願いしますと言つておられるけれども、言いつ放しじゃないでしよう。

○政府参考人(遠藤明君) ただいま委員の御説明されたといたしますが、その確認と、これをいつまでに回答してもらうつもりなんですか。回答を

そこで、じゃ、アメリカという国はこのことにについてどう考えているんだろうかということ、何かないかなと思つて、米国の農務省のホームページを出してみました。そうしますと、こういうことが書かれております。もちろん英語なんですが、日本語で言いますと、一九八九年以来、米国政府はBSEの国内侵入防止のため、一連のセーフガードを実施した。反対する獣(牛、綿羊、それから羊)、反対する獸の肉及び食肉製品、動物たんぱく質を含んだ動物飼料は、ここからです、BSEリスクのあるとアメリカが判断した国から輸入はできないと。だから、BSEと言つていな、BSEのリスクが、BSEのリスクがある国からはアメリカが自ら判断して輸入させないということをアメリカは言つてゐるわけですよ。だから、自らがもうそういうセーフティーネットをしっかりと張つてやつてある。ところが、そのアメリカから日本に入つてくるものについては、日本はそれに対してそういったことができないといふのは、これはちょっと違うんじゃないかなと。

やはり、日本も自らの、これ最後ですね、おとといの小斎平さん、いいこと言つてゐるんですよ。トレーサビリティーをやる出発点は何ですか

と。出発点は、国民に食品は、牛肉は安全だと、その追跡調査はできますと言ふことでしょうと、国民に対しても、そういうことを約束するということになります。がその本来の目的で、その後に恐らく、字になつていなければ、むなしという字がその後に、答弁聞いて、まあ、これは私のあれかもしれません。

そういうことで、今のアメリカのこのホームページのBSEリスクのあるとアメリカが判断した国から輸入はできない、やっぱりアメリカのこの主體性というものはそれなりにすごいじゃないですか。何でそういった主體性を持つてやつているのか。アメリカと同じように主體性を持つてやればいいんじゃないですか。いかがでしょうか。

○國務大臣(亀井善之君) ですから、先ほどお話し申し上げておりますとおり、この委員会での皆さんの御意見、こういうものを踏まえて私はアメリカ大使館に行つて、そしてそのことを強く申し上げると、こういうことを申し上げておるようになります。なぜかと云ふと、今のようなことを含めて私は責任者としてそれを十分やり遂げたいと、こう思つております。

○常田享詳君 このことでは最後にしますけれども、大臣、再三誠実に答弁していただいていますし、期待もしています。しかし、さつきも言いますように、今は世界で日本は世界、このBSE問題では世界でやっぱりトップランナーになつてゐるんじゃないかと思うんですよ。EU、EUって、昨日、おとといの答弁でもEUでさえやつていらないことを何で日本がやれるんですか。EU以上のことと日本はこの一年間本当に死ぬような思いをお互いがしてやつてきたわけですから、やっぱり更に先を行くと、そして、小斎平さんのあれじゃないけれども、國民に本当に安心してもらいたいとだと思いますよ。

だとしたら、やはり日本独自の、再度申し上げますけれども、日本独自の安全の仕組みというのを、アメリカとかそういうことに言われてやる

というんじやなくて、また遠慮するといふんじやなくて、この機会に大臣、亀井大臣のお力でできつとやつていただきたい。最後に簡単に、決意だけ結構です。

○國務大臣(亀井善之君) 先ほども申し上げましたとおり、私は私の大臣としての、この委員会の皆さん方の御意見と、御発言と、これは大変重く受け止めておるわけありますから、そのことを大使館に十分申し入れたいと、こう思つております。

○常田享詳君 それでは、またこのあはれは他の議員からも出ると思いますので、私は二、三、そのほかのことと聞かせていただきます。

家畜伝染病予防法についてありますけれども、防疫マニュアルのこととお尋ねをしておきたいと思います。

今、御存じのとおり、東南アジアを中心SA R Sが猛威を振るつて二次感染、三次感染といふなことで多くの方々が犠牲になるという、これはS A R Sに限らず私は今後もいろいろあるんだろうと思ひます。そういうことで、とりわけ感染症対策でも、中でも人畜共通感染症ですね。人と家畜が共通して感染する、家畜から人に感染する、こういったことのたびのS A R Sのような形のものでなければなりません。先ほど申し上げましたように感染症対策は迅速な対応が不可欠であります。私はこのたびのこの防疫マニュアルの作成については高く評価し

ているんです。

その高く評価しているということ踏まえて申し上げているんですけど、しかし、ともすれば今までいろんなマニュアル、マニュアルが出ましたけれども、とかく絵にかいたもちになりやすいのがマニュアルであります。したがつて、実効性が高いマニュアルを策定するということはもちろんですけれども、この感染症に関しては、やっぱり日ごろからマニュアルに基づいて迅速に行動できる連携、連絡体制を両省間で構築しておくといふのが非常に大切だと思います。両省間と申しあげているのはその人畜共通感染症だということですから、これはもう農水省と厚生労働省が両方かかわってくる問題であります。

そこで、防疫マニュアルの策定に当たつて農水省、厚生労働省の両省で具体的にどのような検討を行つたのか。また、このマニュアルに基づいて具体的にどのような行動を想定しておられるのか。そしてあわせて、都道府県との連携、連絡体制ということも含めてお尋ねをしておきたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) この特定家畜伝染病防疫指針、B S E発生したときに具体的なマニュアルがなかつた、必要以上にそれで国内の混乱を招いたということでございまして、今度は法律上の責務として課すということにしたわけでございます。ということで、先生今言われました人の健康に影響する疾病が含まれていること、また屠畜検査段階で家畜伝染病が発見される可能性があること等を踏まえて、引き続き農林水産省と連携を密に対応してまいりたいと考えております。

また、今回新たに導入をされますが特定家畜伝染病防疫マニュアルの策定と同様に、農林水産省との連携を図つていただきたいと考えております。

○常田享詳君 もうこのことに関しての質問はやめますけれども、例えば、脅かすわけじゃない、よく言われるエボラ出血熱なんというのは、これはアフリカでいわゆる猿を介して人間に感染した場合、八割死ぬんですね、八割。天然痘とか今のS A R Sなんかの比じゃない。もう八割死滅、人間がやられると言われている恐ろしい新興感染症、これなんかも人畜共有の例ですね。ですから、是非ともこのところは厚生労働省と農林水産省、しっかりとタイアップしていただいて、聞くところによりますと、今年の末には農林水産省は動物衛生高度研究施設を完成させるというようなことも

連携を取りまして、これらの措置と、それから人に感染しないような措置、それから都道府県に対してもそういう連携を取つて、万が一にも蔓延が広がらないような防止措置を取つていただきたいということございます。

要は、我々の意識の問題もござります。

危機管理意識を持つて、万全な対応を取つていただきたいと、いうふうに思つております。この本案が、本法案が成立した時に、速やかにこういう指針を作つておきたいというふうに思つております。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 農林水産省において從来から口蹄疫あるいはB S E等の家畜防疫マニュアルを策定をしていると承知をしておりまして、その検討作業を担つている技術検討会に厚生労働省、厚生労働省の研究機関、都道府県の衛生部局の職員が参加をし、両省の対応にそが生じないよう検討段階から連携を図つてあるところでございます。

厚生労働省といたしましては、家畜伝染病には人の健康に影響する疾病が含まれていること、また屠畜検査段階で家畜伝染病が発見される可能性があること等を踏まえて、引き続き農林水産省と連携を密に対応してまいりたいと考えております。

また、今回新たに導入をされますが特定家畜伝染病防疫指針の策定に当たりますと、これまでの家畜防疫マニュアルの策定と同様に、農林水産省との連携を図つていただきたいと考えております。

○常田享詳君 もうこのことに関しての質問はやめますけれども、例えば、脅かすわけじゃない、よく言われるエボラ出血熱なんというのは、これはアフリカでいわゆる猿を介して人間に感染した場合、八割死ぬんですね、八割。天然痘とか今のS A R Sなんかの比じゃない。もう八割死滅、人間がやられると言われている恐ろしい新興感染症、これなんかも人畜共有の例ですね。ですから、是非ともこのところは厚生労働省と農林水産省、しっかりとタイアップしていただいて、聞くところによりますと、今年の末には農林水産省は動物衛生高度研究施設を完成させるというようなことも

聞いておりますので、是非とも成果を上げていた

だたいといふうに思ひます。

次に、農薬の問題で、地元に帰りますと、もう帰るたびにこのことを聞かれますので、再度お尋ねをしておきたいと思います。

私は、昨年十二月にもこの委員会で特定農薬の問題、指定の問題を申し上げたんですが、しかし

これまでのところ、特定農薬候補である全七百四十資材のうち、特定農薬として指定するものが百二十、そもそも農薬に当たらないと除外するもの

が二十ということで、差し引きますと、特定農薬に指定するかどうか保留とするというのがまだ六百資材残っているわけですね。ここで生産者の方々はもう本当に困つておられるということであります。再度の質問で恐縮でありますけれども、通常、その農薬を登録、それで、もうこれもやめましょう。

ここだけ聞きます。指定保留となつた六百資材、これが使用者の判断で防除に使用できるとしたわけですが、使用を認めた法的根拠はどこにあるのかということ、とりわけ使用者の判断により指定保留の資材を利用して何らかの環境被害や健康被害を生じた場合、その責任は農家自らが負うのか、それとも暫定的な使用を認めた農水省が負うのか、どちらが負うことになるのか、これであります。そのため、それとも暫定的な使用を認められた農水省が負うのか、どちらが負うことになるのか、これであります。そのため、再度の質問で恐縮でありますけれども、通常、その農薬を登録、それで、もうこれもやめましょう。

ここだけ聞きます。指定保留となつた六百資材、これが使用者の判断で防除に使用できるとしたわけですが、使用を認めた法的根拠はどこにあるのかということ、とりわけ使用者の判断により指定保留の資材を利用して何らかの環境被害や健康被害を生じた場合、その責任は農家自らが負うのか、それとも暫定的な使用を認められた農水省が負うのか、どちらが負うことになるのか、これであります。そのため、再度の質問で恐縮でありますけれども、通常、その農薬を登録、それで、もうこれもやめましょう。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 特定農薬で判定が保留されているもの、約六百でございます。これができるだけ早く安全性と効果の指針を作つて判定をしていただきたいと考えております。

現在までのところ、その保留された資材というのはその防除の効果というものが不明であるといふことで、防除に用いられて役に立つ薬剤であるというふうに判断できないということで、農薬取締法の使用規制の対象外、農薬取締法の使用規制の対象外での使つて構わないということにしておるわけでございます。ただ、そのときに、使用規制の対象外になつてはいるからといって、その農薬の効能をうたつて販売されたらそれは無登録

農薬になりますので、そこは販売上の規制を掛けた場合という先生お聞きでございますけれども、要は、今のところは、そういうものを購入されて実際に使用しても構わないということになっているわけでござります。

それで、何かその残留とかいろんな事故が生じた場合という先生お聞きでござりますけれども、この保留されているものを見て、そういう事故はまずちょっと注意していただければ起こらない、特に残留その他はそう考えられない物品で、薬剤でござりますので、そこのところはそう心配はないというふうに思つております。

○常田享詳君 そうなんですよ。私、薬剤師ですけれども、医薬品と医薬部外品がある。ところが、農薬と特定農薬と言うからこういうことになるわけで、心配するわけで、正に今局長言われたように、長い経験の中で安全なものであるなら、やつぱり早くスピードアップして認めてあげないと使いたくても使えない。しかし、特定農薬なんて言われて何かあつたら、これは被害補償でもしなきゃいけないと。だから、正に今御自身が言わたそのものでありますから、早くやつてあげていただきたいと思います。

最後に、この食品安全委員会なんでありますけれども、このことは先ほど申し上げましたように、BSSEの問題から日本の食の安全、安心の体制を作再構築しようということで、食品安全法を作つて、食品安全委員会にリスク評価をさせて、それでもこのことは先ほど申し上げましたように、BSSEの問題から日本の食の安全、安心の体制を作再構築しようということで、食品安全法を作つて、食品安全委員会にリスク評価をさせて、それで農水省と厚生労働省でリスク管理をやっていくところで、いよいよこの法律が通ることでスタートするわけでありますけれども、内閣府に、これも随分出ていてまたかと思われるかもしれません、基本的なことを三點ほどお尋ねをしておきたいと思います。

一つは、委員会が、この内閣府にできる委員会が関係する情報ですね、関係する情報を速やかに把握することができるような、いわゆる国際的な情報とかいろいろな主要国的情報とか、そういうものを集約、伝達できる、そういう仕組みになつた場合といいますけれども、その辺の情報を本当に消費者の声が本当に安全委員会の決定にきちんと反映されるということが担保されているのかどうなのか。このことも改めて聞いておきたいと思います。

それからもう一点、最後は、委員会の透明性、それから情報公開、このことについてはきちんと情報公開されるのか、このことが担保されているのか、これは内閣府、お答えください。

○政府参考人(梅津準士君) 三点お尋ねがございました。簡潔にお答えします。

速やかな情報収集でございます。食品安全委員会、国内外の食品安全に関する情報を各方面から収集することは大事でございます。国、県などのリスク管理機関あるいはメディア、インターネット等から国内外の危害発生情報、それからこれ先生御専門でございますけれども、いろいろなトクシコロジーとか様々な専門の学会誌あるいは学術雑誌ございます。あるいはインターネット等から最新的の科学的知見に基づいた危害情報、さらにBSSEの問題から日本の食の安全、安心の体制を作再構築しようということで、食品安全法を作つて、食品安全委員会にリスク評価をさせて、それでもこのことは先ほど申し上げましたように、BSSEの問題から日本の食の安全、安心の体制を作再構築しようということで、食品安全法を作つて、食品安全委員会にリスク評価をさせて、それで農水省と厚生労働省でリスク管理をやっていくということで、いよいよこの法律が通ることでスタートするわけでありますけれども、内閣府に、これも随分出ていてまたかと思われるかもしれません、基本的なことを三點ほどお尋ねをしておきたいと思います。

二十六日の新聞に雪印の前社長の裁判の記事が載つておきました。雪印の、名前は言いませんけれども、その雪印の前社長がその裁判の中、自分の会社、大阪の会社をその事件があつた後見た目を背けたくなるような汚さだったと言つてゐるんですね。自分の会社のこと。逆に言えば、そういう状況を把握していなかつたということで、目を背けたくなるような状況をトップは把握していなかつた。それから、出荷していない製品の再利用まで違法とは知らなかつた。そして、他の工場でもやつていたと。そして、乳業界では私と同じ考え方が一般的だと。そして、回収した加工乳の開封作業を再現した写真を見せられると、到底お客様に見せられるようなことではないと言つておきたいと思います。

○羽田雄一郎君 民主党・新緑風会の羽田雄一郎でございます。

前回、おとといの委員会を通しましても本当に緊張感のない答弁が続いているなという思いであります。今日の答えを聞いていてもまだ不十分であります。そして厚生労働省、そして農水省の縦割りの弊害というのを感じるような答弁であったと私は指摘せざるを得ないと思つております。特に個体識別のこのトレーサビリティ法に集中

ているのかどうかということですね。委員が何人かおられて、その辺りにおられても、やつぱりしつかりした情報がなければしつかりしたりリスク評価できないのは当たり前のことありますから、確認しておきたいと思います。

それから、これも皆さん心配しておられるのは、消費者の声が本当に安全委員会の決定にきちんと反映されるということが担保されているのかどうなのか。このことも改めて聞いておきたいと思います。

それからもう一点、最後は、委員会の透明性、それから情報公開、このことについてはきちんと情報公開されるのか、このことが担保されているのか、これは内閣府、お答えください。

○政府参考人(梅津準士君) 三点お尋ねがございました。簡潔にお答えします。

三点目の情報の公開でございますけれども、委員会につきましては、法律の二十三条三項に基づきまして評価結果や勧告内容を公表しますほか、審議会の運営に関する指針にのつとり、原則として議事の内容を公開することにしております。

また、このほか、委員会の活動状況あるいは食品安全に関する資料、実態を取りまとめて公表することを想定いたしておりますけれども、具体的な内容は委員会設置後に委員会において詰めたいと思っております。

○常田享詳君 十分残してやめたいと思いますので、最後の、もう一回、大臣、またかと思われるかもしれませんけれども、お聞きいただきたいと思います。

二十六日の新聞に雪印の前社長の裁判の記事が載つておきました。雪印の、名前は言いませんけれども、その雪印の前社長がその裁判の中、自ら、目を背けたくなるような汚さだったと言つてゐるんですね。自分の会社のこと。逆に言えば、そういう状況を把握していなかつたということで、目を背けたくなるような状況をトップは把握して分析整理し、活用することにしております。その際、例えば翻訳なり、特にそういった情報の緊要度を判定することが大事でございますので、専門的な能力のある方を非常勤の技術参与として事務局に備えるということも検討しております。

二点目でございますけれども、消費者の意見の反映でございますが、委員会の下に置かれる専門調査会につきましては、年間の評価計画を担当する企画部門あるいはリスクコミュニケーションの検討を行うといった専門調査会につきましては、消費者の意見を代表する方にも加わっていただ

私はこれは正直なあれだと思いますよ。

しかし、こういったことも含めて、この一年間、一年間ちょっととの間で、日本はいろんなことを学んできたと思います。そして、その行き着いたところが食の、先ほど来申し上げた食の安全、安心への消費者重視への転換ということであるわけであります。

方向で検討いたしております。そうした意見につきましては、ホームページ、意見交換会、独自のモニター等々を通じまして、幅広く收集いたしまして、これらを評価の年間計画の策定やコミュニケーションの手法の検討に生かしていくことを考えております。

三点目の情報の公開でございますけれども、委員会につきましては、法律の二十三条三項に基づきまして評価結果や勧告内容を公表しますほか、審議会の運営に関する指針にのつとり、原則として議事の内容を公開することにしております。

また、このほか、委員会の活動状況あるいは食品安全に関する資料、実態を取りまとめて公表することを想定いたしておりますけれども、具体的な内容は委員会設置後に委員会において詰めたいと思っております。

○常田享詳君 十分残してやめたいと思いますので、最後の、もう一回、大臣、またかと思われるかもしれませんけれども、お聞きいただきたいと思います。

二十六日の新聞に雪印の前社長の裁判の記事が載つておきました。雪印の、名前は言いませんけれども、その雪印の前社長がその裁判の中、自ら、目を背けたくなるような汚さだったと言つてゐるんですね。自分の会社のこと。逆に言えば、そういう状況を把握していなかつたということで、目を背けたくなるような状況をトップは把握して分析整理し、活用することにしております。その際、例えば翻訳なり、特にそういった情報の緊要度を判定することが大事でございますので、専門的な能力のある方を非常勤の技術参与として事務局に備えるということも検討しております。

二点目でございますけれども、消費者の意見の反映でございますが、委員会の下に置かれる専門調査会につきましては、年間の評価計画を担当する企画部門あるいはリスクコミュニケーションの検討を行うといった専門調査会につきましては、消費者の意見を代表する方にも加わっていただ

して、私はこの四十五分間使ってお聞きをしていただきたいと思っております。

今回審議されている一連の法案は、さかのぼるところ一九八六年、英國で初の狂牛病が発見され、二〇〇一年九月、日本で一頭目の狂牛病感染牛が見付かるまでの対応の悪さ、見付かってからも農水省、その当時、武部農水大臣はおとといの委員会のようないらしらするような答弁を繰り返されて、そして行ってまいりました。我々の出したBSE緊急措置法案も、国民運動として署名活動を経てやつと、与党の皆さんの御協力も得て、その与党の皆さんとの案とそして我々の案と修正によつて半年掛かりで成立をさせていただいたというような状況でありました。

BSE問題に関する調査検討委員会も設置され、武部大臣もタウンミーティングや公開された中で行われる検討委員会の中で、初動については國民の認めるところとはほど遠いものがあつたわけですが、半も過ぎると大変緊張感を持つて、これが正しいと思うことを進めて、国民の安心と安全のために闘つていてるんだなという思いが我々でさえもできるような委員会であったと私は感じingおりました。

その一つの例として、先ほども常田委員が言われた全箱検査ですね、あれが終了したということではありますけれども、あのときも、武部大臣は牛肉偽装事件があつたときに国際規格の一番厳しい基準で行うと言われたわけですね。しかし、農林水産省は厳しいところから二番目の厳しい基準で検査をし、そのことが新聞にも載りまして、そのまま黙つて通すわけにはいかないですから、私もそのことについて指摘をさせていただいたところ、武部大臣は農水省に対しても全箱検査を命じたということでありまして、大臣の決意によって変わってくるわけですよ。大臣がしつかりと自分の意思を持つてこたえていく、このことが私は大切だと。そして、どこを見るのかということが大切であつて、やはり消費者である国民、このことを忘れてはいけないと私は感じている次第であ

ります。

須賀田生産局長、今日いつもと違う方に座つてゐるものですから、なかなかこつちを向くの大変なんですが、須賀田生産局長、我々の質問に対しても大臣に答えるかのように、そのときには、何度も何度も武部大臣の方を見ながら、ちらちらちららら、我々が笑つちゃうような形で。それだけ緊張感があつたわけですよ。農水省にしても、大臣が何を言うのかということをしっかりと聞かなくちゃいけないと、そして、我々が言ったことが大臣が本当に受け入れられるのかということも、本当に緊張感のある中で委員会が進められていつたということであつたと思います。しかし、武部大臣が辞められて、それからというものはもう堂々としたものですね。もう答弁にしても、本当にそんな答弁今までしてなかつたでしょう。

もつともっと緊張感を持つて答弁していただきたいなと思っております。

とにかくあのころのことを思い出していただいとて、まず最初に、BSE問題に関する調査検討委員会でどのような指摘を受けたのか、はつきりと答えていただきたいと思います。もう一度

武部大臣が辞められて、それからというものはもう堂々としたものですね。もう答弁にしても、本当にそんな答弁今までしてなかつたでしょう。

○政府参考人須賀田菊仁君 BSE問題の調査検討委員会、トレーサビリティの関係におきましては、その部分を申し上げますと、BSE問題とそれに引き続いだ明瞭化になつた虚偽表示問題は、食品の原材料の追跡・検証が可能になるようないシステムを必要としているということ、そしてまた、このトレーサビリティはリスク管理における重要な手法として位置付けられなくてはならない、こういう指摘を受けております。

○羽田雄一郎君 それはトレーサビリティに関してですけれども、もつともっと基本的なところでは、消費者の保護、やはりきつちりと国民の方を向いています。やはりそれが日本の農業を守る唯一の道です、生産者の皆さんを最終的には守つていくこと

められないし、そして生産者の皆さんも生きる道がなくなるわけですから、そういう意味ではその部分での認識というのがまだ甘いんではないかななど思つております。

大臣、この報告書、就任されてお忙しいと思いますが、読まれましたでしょうか。

○國務大臣(亀井善之君) すべては読んではおりません。

○羽田雄一郎君 今、その今までBSEが起つて食の安全、安心が守られていない、それをどうにかしようといつてこういうことになつてゐるわけですよ。一番大切な検討委員会、厚生省、農水省の縦割りの弊害をなくして、そしてそういう中で出てきた報告書です。要約で結構ですかから読みと読んでいただきたいと思います。もう一度

御答弁をお願いします。

○國務大臣(亀井善之君) 今の御指摘は十分肝に銘じて読ませていただきます。

○羽田雄一郎君 今、皆さんびっくりしたと思うんですよ。こんなものは読んでいなかつたらおかしいんですけど、読んでいると思っているからみんな聞いていいわけで、私も読んでいると思ったんでお聞きしたら、こういう答えが出てくるとは思わなかつたんですが、やはり農水省のトップとして、要約でいいですから、まず今日読んでください。そこからスタートしていただかなければ、こんなものは通すわけにはいかないということを指摘させていただきたいと思います。

そして、このトレーサビリティのシステムというのは食の安全、安心の、まず牛肉ということを指摘させていただきます。

私は、具体的には、野菜等の青果物であり、お米であり、牛肉以外の食肉ということで豚肉、鳥肉、あるいは卵あるいは養殖水産物、キノコ類等について、平成十五年度、実証、そういう取組に対して、自主的な取組に対して支援をしていくべきで、そういうものに対する支援措置を行つことにようつて自主的な取組を支援していきたいと。私は、基本的には、野菜等の青果物であり、お米であり、牛肉以外の食肉ということで豚肉、鳥肉、あるいは卵あるいは養殖水産物、キノコ類等について、平成十五年度、実証、そういう取組に対して、自主的な取組に対して支援をしていくべきで、そういうものに対する支援措置を行つことにようつて自主的な取組を支援していきたい

あるいはまた生産の方々も、提案型と申しますか、いろいろの商品に対しましてそういうものが導入をされて、そしてまた任意に、これ、消費者とあるいは生産者との顔の見える関係、こういうものを構築するためには、そのような資料あるいは情報の提供、こういうことは大変重要なことでありますので、そのようなものが推進できるようないろいろの支援を考え、またその導入のため努力をしてまいりたいと、こう思います。

○政府参考人(西藤久三君) ただいま大臣からお答えがあつたとおりですが、具体的に、私ども、現在、米、野菜など牛肉以外の食品へのトレーサビリティシステムの導入ということで、もう先生御案内のとおり、食品の種類ごとに、お米と野菜では生産、それと流通の形態、当然のことながら違つてくるわけでございます。それと合つたシステムの開発を進めると同時に、最近の情報技術といいますかIT技術を活用したシステムと

いうことで、そういうシステム導入に当たりまして当然一定のコストが掛かるわけでございますので、そういうものに対する支援措置を行つことにようつて自主的な取組を支援していきたいと。私は、基本なんですね。基本になつて、これがしっかりとできたところで、しっかりとお米又は野菜、あるいはその他の加工食品、遺伝子組換えの問題等もあります、そういうものにどんどん広げていくんだと。そういうことを開発、そして実用化を図つていくつもりはあるのかどうか、お答えください。

○國務大臣(亀井善之君) 今回のこの問題を契機に生産履歴等と、そしてさらに、消費者のニーズ

あるいはまた生産の方々も、提案型と申しますか、いろいろの商品に対しましてそういうものが導入をされて、そしてまた任意に、これ、消費者とあるいは生産者との顔の見える関係、こういうものを構築するためには、そのような資料あるいは情報の提供、こういうことは大変重要なことでありますので、そのようなものが推進できるようないろいろの支援を考え、またその導入のため努力をしてまいりたいと、こう思います。

○政府参考人(西藤久三君) 先生今御指摘のよう

な観点から、私ども十四年度に、具体的には、そういう開発・実証ということで、鳥肉、野菜、果実飲料、養殖カキあるいはお米について開発・実証のための支援措置を実施してまいりました。それいう成果を受けて、正に十五年度においては、先ほど申し上げましたような各品目について自主的な取組を支援して実効を図っていくということでの取組でございますし、加工食品につきましては、正に去年、生鮮飲料等で実証・開発ということで取り組んできたわけですけれども、本年度においては、加工食品において、より複雑、形態異なりますので、開発・実証のための取組を支援していただきたいというふうに思つていろいろござります。

○羽田雄一郎君　いや、取組、自主的な取組に支援していただきたいという話をしているんではなくて、法制化に向けて準備をするかどうかという話をしているんです。

○政府参考人(西藤久三君)　先生御案内のとおり、生鮮飲料を含めて食品の生産、流通の形態といふのは誠に色々でございます。そういう点で、例えトレーサビリティーは導入しないけれども、契約栽培なりあるいは産地等でもう顔の見える関係で既に高付加価値農業を展開しているあるいは食品産業と結び付いて展開しているという流通、生産形態もございます。さらには、より効率、低成本ということと食品の安定供給をしたいというような取組もございます。

そういう状況の中で、私ども、言わば正に自主的な取組、こういうトレーサビリティーという自立的な取組を現在支援していくことが重要ななんだろうというふうに思つております。

○羽田雄一郎君　全然答えになつていませんが。渡辺政務官、今までのお話聞いて、政務官は、この並びに座つていただいて、御一緒に質問も何

度もさせていただきました。特にこのことについては毎回毎回質問をされていたのを記憶に、覚えております。是非御感想等お聞かせいただければ、また、今政府の立場の中で御決意をお聞かせいただければ有り難いなと思っています。

○大臣政務官(渡辺孝男君)　BSEの発生という残念な事件がございまして、私としても、国民の健康の保護を第一に考えると、そのような食品の安全のシステムを構築するために質問もさせていただきまして、またそのために現在も努力をしているわけであります。

今回の食品安全関連の法案の成立も、その食品安全を確保するための大きな一步であろうと、そのように考えておりまして、その成立を目指しているところであります。

○羽田雄一郎君　今質問をさせていただいている牛の個体識別、トレーサビリティー法案、このままで通していくと、早く通してほしいというお話をされました。が、通していくと思われているんでしようか。

○政府参考人(西藤久三君)　先ほども大臣が答弁されましたように、我が国としてできる体制としてはしっかりとやっている。あとは、ほかの国に関しましては、大臣が申し上げましたように、例えばアメリカに対しても、我が国に輸入される牛肉等が国民の健康保護のために問題が起こらないよう十分に対応してもらうように申し上げると、まさにアメリカに対しては、我が国に輸入される牛肉等が国民の健康保護のために問題が起こらないことがありますので、それを実行していただきけるように私ども努力をしていきたい。

そしてまた、トレーサビリティーシステムについても、大臣お述べになりましたように、そういうシステムも一部ででき上がつてることでございますので、そういうものを生かして伸ばしていくけれども、そのような思いであります。

○羽田雄一郎君　先ほど常田委員が言われましたアメリカへの要請もされているという話であります。が、これは要請をしているだけ、いつまでの期限もないものでありますし、はつきり言つて私は意味がないと言わざるを得ません。

なぜかといえば、ホウレンソウ、この残留農薬、この問題が起きました。そして、中国から冷凍ホウレンソウに、昨年、昨年ですね、中国からの冷凍ホウレンソウに残留農薬が入っていたということで、二国間の話し合いをしているはずなんですね。そして、その二国間で使わないというふうにしたはずのクロル・ブリホスが残留している冷凍ホウレンソウがまた見付かったということでありますが、輸入禁止にも踏み切れずに何をやつているのかと言わざるを得ないと思うんですが、そのことについてお答えください。

○政府参考人(遠藤明君)　食品衛生法第四条の三の輸入禁止措置の発動に当たりましては、違反率、人の健康を損なうおそれの程度、現地の食品衛生上の管理の状況などを発動の要件としているところでございます。

今回の中国産冷凍ホウレンソウの違反につきましては、残留農薬の検出値が低く、直ちに人の健康を損なうおそれはないこと、現時点で直ちに中國側の対策全般に問題があると判断できないこと、違反が発見された企業については中国政府が輸出禁止措置を講じたと承知をしていること、我が国においては輸入者に対し中国産冷凍ホウレンソウの輸入自粛をしている、指導していることなどから、現時点では直ちに発動するとの判断には至っておりません。厚生労働省といたしまして、今後、中国側における原因究明及び改善防止措置についての報告を得て、二国間協議の内容も踏まえまして輸入禁止措置の規定の発動の要否について更に検討していくことを考えております。

○羽田雄一郎君　残留農薬の濃度が低いとか輸入禁止にする規定にまでないとか、そういう話ではないと思うんですね。二国間の協定でその薬品は使わないということになつていてなんじゃないだろうか。もう一度お答えください。

○政府参考人(遠藤明君)　輸入自粛を今年の二月に解除をいたしましたして以降、百四十六件の輸入件数がこれまで中国産冷凍ホウレンソウについてあるわけでございまして、これまでの百四十四件のところまでは二国間協議での内容が守られてきたというふうな状況にございまして、その後、ここで二件発生をしているというふうなことで、この原因について至急解明できるまでは先ほど述べましたような措置を取ろうというふうなことでござります。

○羽田雄一郎君　そうじゃないと思いますよ。使っちゃいけないと二国間で協議して決めたことを守らせないで、どうやって守っていくんですか、国民の命を。そのままするするするすると、先ほども、アメリカに要請をしていると、いつも戻ってくるか分からぬ。

中国にも要請しましたよね。全然戻つてきてないというのが現状じゃないですか。全然回答返つていなければ、私が昨日ホームページで見たところによれば、中国政府への申入れの緯等、そして、要請したけれどもこれに対する回答は現在までないというのがたくさん出ていました。そして、中国側が何と言っているか分かります。日本の野菜残留農薬基準は科学性が欠如していると、そんなことを言われているんですよ。これが今の日本の現状なんです。まるっきり危機感もないし、約束したもの、それを破つたのにわかかわらず輸入禁止もできない、これが今の現状なんです。大臣、お答えください。

○國務大臣(龜井善之君)　先ほど厚生労働省からも御説明がございましたが、それらが、繰り返しその協定等の問題につきましてやはりその約束を履行すると、こういうための努力は積み重ねなければならないと、こう思います。

先ほどの、私、BSEの問題、トレーサビリティーの問題と今の御発言等々踏まえて、またこの委員会の先ほども申し上げましたような御意見と、こういうものを十分私は先方に申し上げて、そして食の安心と、こういうものを維持できるよう、確立できるように頑張つてまいりたいと、こう思います。

○羽田雄一郎君 それは、検討していくとかは全然決意にもなっていないですし、輸入禁止にすべきなんじやないです。二国間の約束を破つたんですよ。それで、これで輸入禁止もしないでするするするするとやつては、日本は甘いと世界じゅうから笑い物になると私は感じます。

牛肉について、トレーサビリティ法で対象になるのは何%ぐらいでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先生おっしゃられましたように、現在、我が国で流通しております牛肉、六五%が輸入牛肉、三五%が国産牛肉でございます。トレーサビリティ法案で対象となりますのは、個体識別番号により管理される牛から得られた牛肉ということです。

申し上げますと、小売店で主として家庭用に販売されるステーキ等の精肉が国産牛肉の中の五%を占めています。そして、六%がミンチとか細切れの牛肉でございまして、これは今のところ対象となることが難しいといふものでござります。外食向けが三七%でございまして、そのうち、このトレーサビリティ法案の対象となる焼き肉、しゃぶしゃぶ等が約一五%ということでございます。トータルいたしますと、国産牛肉の七〇%がこのトレーサビリティ法案の対象となるということです。

○羽田雄一郎君 輸入が大体六三、国産が三七%。輸入の方が多いわけですね、六三%と。そして国産はたったの三七%。トレーサビリティにかかるのは、その中でも細切れとかいろいろ抜いていきます、そうすると二二%ぐらいなんじやないでしょうか。それでは国民の、消費者の安全を守つていくという法律とはほど遠いんじゃないかなと。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先生も御存じのように、ミンチとか細切れといいますのは、部分

肉加工をするときの端材が一杯出ます、それから百頭以上の肉が、牛のが混ざるというようなことが、百頭以上の肉が、牛のが混ざるというようなこともございまして、対応する牛の特定に極めて手間、コストが掛かるということで、目的とそのコストのバランスを考えて現在は省令によつて対象外ということにしているわけでございます。

これをコストが掛からないで追つ掛けられるというような技術なりが開発された際には、あるいは対象となるということ将来あらうかというふうに考えております。

○羽田雄一郎君 EUの方でも研究をされているようでございまして、是非そういうところ、連携して、なるべく牛の流通についてトレーサビリティがしつかりとできるようにしていっていただきたいなと思う次第であります。

とにかく、今話を聞いていても、このトレーサビリティの法案、中途半端なもので、これが今、四つの法案、法律案と一括して審議することに意味があるのかなと。これは食の、食品の安全の関連法案ということで一つにまとめられて審議されているわけですから、この意味と、この意味と、それをつなげては、こんな中途半端なものを。是非教えてください。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先般成立を見ました食品基本法、この中に、農家を含みます食品安全連事業者の責務ということで、その事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならないということ、それから、施策の策定に当たって、食品の表示というものが食品の安全性の確保に関し重要な役割を果たしていることにかんがみ、食品に関する情報を正確に伝達するために必要な措置を講じなければならないという規定がござります。

この牛肉トレーサビリティ法案は、国産牛の個体情報を屠畜以降の流通の関係者に次から次へ伝達していく、食品安全基本法の言葉で言えば、食品等に関する正確かつ適切な情報の提供ということです。

○政府参考人(須賀田菊仁君) この法律の目的規定にもござります、牛肉に係る個体の識別のための情報の適切な管理及び伝達に関する特別の措置を講ずる、大目的がもつて消費者の利益の増進を図るということでござりますので、消費者利益の保護ということを目的にした法律でございます。

○羽田雄一郎君 平成十四年の予算公聴会にも参考人として出席していただきました新山陽子先生は、消費者の信頼を取り戻し市場を保全する上でこのシステム導入が不可欠であるということを言われておりました。

そういう中で、食品安全基本法案との関係については先ほども述べられていましたけれども、どう考えますか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) ただいまの御指摘、修正の部分でございましょうか、衆議院の方で食品安全基本法案の修正がなされまして、農林水産物の生産から食品の販売に至る食品供給の行程におけるあらゆる要素がという部分を、「国内外における」という修正が入りました。

確かに、私も思いますのに、相当多くの食料品が我が国には輸入されている。それから農薬とか肥料とか、そういう生産資材も大きく輸入をされている。それから有害な病害虫が侵入する危険も増している。こういうことの状況を踏まえて、この修正といいますのは、我が国に輸入されます食料品とか資材とかそういうものの海外における生産以降の一連の行程における要素といふものが我が国の食品安全に影響を及ぼすおそれがあるので、海外でのそういう供給過程へ必要な関与を適切に行えという趣旨に受け止めてござります。

私は、食料品に関しては検疫でございますとか食品安全法に基づくいろんな措置がございますし、生産資材に関しては農薬、肥料の取締法、飼料安全法の措置がございます。また、有害動植物や家畜疾病の防止に関しましては動物検疫でございますとか植物防疫がございまして、こういうもの、今後非常に新たな危害の発生、混入の危険性、そういうものが高まるということでございまして、ほかの直接安全性にかかわります法案とともに、食の安全関連法案として御審議をいただいているところでございます。

○羽田雄一郎君 それでは、消費者保護という理念というのはこのトレーサビリティ法の中には入っているんでしょうか。

私は、食料品に関しては検疫でございますとか食品安全法に基づくいろんな措置がございますし、生産資材に関しては農薬、肥料の取締法、飼料安全法の措置がございます。また、有害動植物や家畜疾病の防止に関しましては動物検疫でございますとか植物防疫がございまして、こういうもの、今後非常に新たな危害の発生、混入の危険性、そういうものが高まるということでございまして、ほかの直接安全性にかかわります法案とともに、食の安全関連法案として御審議をいただいているところでございます。

○政府参考人(須賀田菊仁君) ただいまの御指摘、修正の部分でございましょうか、衆議院の方で食品安全基本法案の修正がなされまして、農林水産物の生産から食品の販売に至る食品供給の行程におけるあらゆる要素がという部分を、「国内外における」という修正が入りました。

確かに、私も思いますのに、相当多くの食料品が我が国には輸入されている。それから農薬とか肥料とか、そういう生産資材も大きく輸入をされている。それから有害な病害虫が侵入する危険も増している。こういうことの状況を踏まえて、この修正といいますのは、我が国に輸入されます食料品とか資材とかそういうものの海外における生産以降の一連の行程における要素といふものが我が国の食品安全に影響を及ぼすおそれがあるので、海外でのそういう供給過程へ必要な関与を適切に行えという趣旨に受け止めてござります。

そして、カナダからは入つてこないかもしれません、アメリカには自由に出入りしているわけですが、アメリカには自由に出入りしているわけではありません。そして、あるかどうか分からぬです。そして、カナダからは入つてこないかもしれません、アメリカには自由に出入りしているわけではありません。そして、あるかどうか分からぬです。それでも、日本でも偽装表示があつたり、また北海道で生まれた牛が長野に来ていたり、いろんなところに移動しているわけですね。そして、長野産になつて出でたりすることもあるかもしない。アメリカでも子供の子牛がそのままアメ

りに来て育てられて、アメリカ産として日本に来るかも知れない。そういうことも考えられないわけじゃないのですよ。安全なんだ安全なんだと言つていたら、危険なことが起きて、また起つてからでは遅いわけです。必ずリスク管理というのをしっかりとといかなければならぬという意味では、アメリカ産についても大丈夫かなと言わざるを得ないわけです。

そういう意味で、新聞等でしか読んでいないものですから是非教えていただきたいのが、カナダにおけるBSE発生について、経緯と経過、対応、これまで把握している日本に入つてきているもの、こういうものについて詳しく教えてください。

○政府参考人(須賀田菊仁君) これまでの経緯を申し上げますと、五月二十一日の午前六時過ぎ、カナダの現地時間では五月二十日の十七時に当たりますけれども、私の担当者の方にカナダ政府がBSEが発生したことを発表したという連絡がございまして、アルバータ州で八歳の牛一頭がBSEに感染していたということでございます。

このため、担当官が直ちに動物検疫所に連絡をいたしまして、緊急措置としてカナダからの牛肉等の輸入の停止を指示して、同時に厚生労働省にこの旨を連絡をしたわけでございます。二十一日の午前九時過ぎに、在京のカナダ大使館から、カナダにおけるBSEの発生が事実である旨の報告がございまして、正式に関連動物を含みます輸入停止をいたしまして、同日十一時ごろにプレスリリースをしたということでございます。

〔委員長退席 理事田中直紀君着席〕

その後、米国産の牛肉の中にカナダ由来の牛肉が含まれる可能性が排除できないということでございまして、二十一日に、カナダ由来であることが明らかなものについては輸入を停止するよう動物検疫所に指示をいたしました。二十二日には、アメリカの政府当局に、米国を経由したカナダ由来の牛を輸出しないようにという申入れをいたしましたし、二十六日には、動物検疫所に対しまして、アメリカからの牛肉に特定部位が混じつて

いないことを確認するように指示をしたわけでございます。さらに本日、先ほど言いましたように、アメリカに対して、アメリカのBSEのリスク管理、食肉等の防疫、流通実態、こういうものを調査するために専門家を派遣することとしております。

先生がおっしゃられました一月三十一日に、このカナダのBSE発生牛はたしか肺炎の疑いということで死亡をしておりまして、その後、五月の二十日までに至つてやつとBSEの感染牛であつたということが判明をしたわけでございます。

この間のカナダから輸入される牛・牛肉加工品につきましては、厚生労働省におきまして、輸入業者別、製品別の輸入実績を確認した上で、特定部位の混入又はそのおそれがあるものの回収の指示を輸入業者等に行つておるということでございます。私どもは、これに対して、情報提供その他協力をしたいということで連携体制を取つておると、こういう、これが今日までの状況でございます。

○羽田雄一郎君 アメリカにも先ほどからずっと言っているような形で要請をしているという話ですが、先ほど、中国にも要請しても回答が返つてきていらないんじゃないかという話もさせていただきました。

ただの要請ではなかなか、やはり自國を守るという、そしてアメリカにカナダ産のは間違いくつ入っているわけですよね、日本よりも多く。一番のカナダからの輸出国がアメリカであり、そして三番目が日本なわけですから。そういう中で、アメリカはすぐに輸入をストップしましたけれども、日本への輸出はできるわけですね。まずイギリスで出たときもヨーロッパに蔓延していったのも、日本への輸出はできるわけですか。まずイギリスで出たときもヨーロッパに蔓延していったのは、自國では出せないから外に出していくこうと、取りあえずはという動きにならざるを得ない

らしか入っていないという答弁をされているんですね。そして、カナダのことには一切触れていないというものが大臣の今の状況なんですね。このことについてどう思いますか。

○國務大臣(亀井善之君) カナダの問題につきましては、すぐ厚生労働省と連絡を取り、先ほど経過をお話し申し上げましたとおり、この同国から

項目になかつたと、私はこのように理解をしております。そういう点から、私の方からあのときの本会議、短時間で、衆議院との絡みもありましたので答弁をすることはしなかったわけでありまして、この発生につきましては、危機意識を持って輸入停止等の措置に迅速に対応してきました。

先ほど来、いろいろ申し上げておりますとおり、カナダ経由からの確認された米国の牛肉の輸入停止、あるいは米国へのカナダ由来の牛肉の対日輸出の回避の要請と、また、米国からの輸入牛肉すべてについての特定部位の除去の確認と、あるいは、職員を派遣をする問題と、また併せて、先ほどお話し申し上げましたが、米国大使館に、実は衆議院の段階でこのことにつきまして、大使館から私にお目に掛かりたいと、こういう、これは逆の意味でのお話をあったときに、私は会わなかつたわけがありますが、今回この委員会での、本当に先ほど来再三申し上げましたとおり、皆さん方の御意見というものを十分私はお話を申し上げて、この食の安心と、安全と、このことを確立するため、政治家としてその使命を果たして、安全安心を確立したいと、こう思つております。

○羽田雄一郎君 その本会議でも、カナダで発生したという指摘も郡司委員はされましたし、そして答弁の中で、未発生国ということをはつきりと言われているんですよ。ちゃんと持つておられます。それでは、あとは本田良一委員にお任せをさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○理事(田中直紀君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、信田邦雄君が委員を辞任され、その補欠同僚の郡司委員が質問をしたときも、未発生国か

として、五月二十日、亀井大臣、二〇〇二年度の農業白書を提出されました。その中でも、食の安全と安心が農業再生、食料供給の原点であると指摘し、消費者に支持される農業の重要性を強調しておられました。やはり、消費者を重視することによつて、生産者もしっかりと守られていくということをしっかりと踏まえて行動を取つていただきたいなと思っております。

小斎平委員の質問に対しても、トレーサビリティ法は安全性を確認するものではないと、それは検疫措置だと、トレーサビリティなんかよりはるかに強い検疫措置であると、厚労省の食品安全法、農水省の動物検疫、安全性措置をこのトレーサビリティ法案に求めるというのは、制度的目的として不適切で無理だとまで須賀田生産局長は言われました。国民、消費者の上に立つたトレーサビリティ法案を採用するにあたっては、岩本委員の質問に對しても生産局長は、このシステムを作れるとさんざん言われたから作つたんだとはつきりと答弁をされています。こんなことは、消費者である国民、そして与党の皆さんも我々野党も納得できないというのが実際ではないでしょうか。

我々は、野党的皆さんと衆議院の場でも修正を求めてまいりました。しかし、かないませんでした。しかし、このトレーサビリティ法案をそのまま通してしまつていいのかといえば、国民の声、生産者の声、与党の声、野党的声を聞いていても、余りにもといった感じが否めません。良識の府である参議院、そしてこの農水委員会としてもつと検討していく必要があると考えます。是非、三浦委員長始め理事の皆様には、修正等の検討をいただければ有り難いなと思っております。

それでは、あとは本田良一委員にお任せをさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

としてツルネンマルティ君が選任されました。

○本田良一君 羽田委員の後を受けまして、民主
党・緑風会の本田良一でございます。質問をさせ
ていただきます。

この食品安全関係法案は、昨年のBSE騒ぎに
端を発して、消費者の口に入るもののすべての安全
性をまず確保するという観点から、あらゆる関係
法案を見直したものと認識をしております。

さらに、従来は出口規制、すなわち食品衛生法
を基本として、売場に並んで消費者の口に入る最
終の状態である食料品、飲料についての残留農薬
などのチェックが主体であります。今回見
直しでは、生産、製造や輸入などの入口段階での
チェック体制を拡充することも盛り込まれまし
た。すなわち、農作物の生産行程におけるHAC
CP法改正、農作物生産に使う肥料、農薬につい
ては、それぞれ肥料取締法、農薬取締法の改正、
牛肉トレーサビリティ法案、畜産や養殖魚類に
使用する飼料、飼料添加物については飼安法、藥
事法の改正などがあります。

(理事田中直紀君退席、委員長着席)

そこで、大臣にお伺いをいたします。
私は、実は今回の法案では、消費者の口に入る
もののすべての安全性が確保されていないのではないか
といふことは思います。今、羽田委員も申されま
したが、今回のこの食品安全法、安全関係法案の質
問をずっと聞いておりましたと、与野党とも国会議
員であります政治家が一致してこの今回の法案に
ついて疑念を様々提起をいたしました。何か、消
費者の保護という名の下に、ある面、流通や薬品
メーカーや他の問題を起こした国、発生源の国で
すね、そういうところに対しても、何か逆に複雑
になつたような取扱いをやつているような感じも
し、この法の制定によって新たな脱法による食品
安全の危険性が出てきたと、こういうふうに私は
感じておりますが。

次に、我が国は世界一と言つていいくらいの養殖
大国であります。我が國漁獲量全体の約三割を養

殖生産が占めております。今回の一連の法改正で
は、養殖動物と申しましようかね、魚介類は薬事
法の動物用医薬品における対処が明記をされてお
ります。それでは、ノリなどの養殖、つまり植物、
海藻ですね、海藻についてはいかがでしょうか。

今回の一連の法改正の中に何か御提案があるので
したらお聞きしたいと思いますが、全くエアペ
ケットになつてはいるような感を持ちますが、前段
のことと今申し上げましたことについて、大臣の
答弁をお伺いします。

○国務大臣(龜井善之君) 養殖植物としてノリ、
ワカメあるいは昆布等があるわけであります。ノ
リの養殖は種苗を網に、あるいはまたワカメ、昆
布の養殖では種苗をロープ等に付着させ、海中で
養成する方法を取つておるわけであります。ノリ
等に酸処理剤が使用されているわけであります。ノ
ワカメ、昆布の養殖におきましては、薬剤が使用
される例は承知をしておりません。

ノリの酸処理剤については、食品添加物であつ
て、天然の食品に含まれる、ノリに残留しない有
機酸を用いるよう指導しているところであり、こ
れらの研究成果から見ても、ノリの食品としての
安全性には影響がないというようなわけであります
が、今回、いすれにしても今回の一連の法改正、
そういう面で食品の安全を目的としたものである
わけでありまして、いろいろ生産、今回、食品安全
全委員会の設置、そしてリスク管理をする、そ
う実を承知しているかどうかという点でござります
ます第一点の、ノリ養殖における塩酸使用の事
実を承知しているかどうかという点でござります。
私ども、從来からノリ養殖につきましては、酸
処理剤でござりますけれども、酸処理剤検討委員
会で認められた適格品を使用するよう指導いた
しております。

現在、昨年十月から始まりましたノリ作におけ
る使用実態について、関係県を通じまして、また
私ども水産庁といたしましても職員を現地に派遣
いたしまして、その実態の調査を行い、現在その
取りまとめを行つておる段階でございます。

私ども、漁業関係者の中には以前は塩酸を酸処
理に使つておられたというような話があるということ
を報道等で承知をいたしておりませんけれども、先
ほど申し上げました、今回、十四年産につきま
して調査をしている、その段階でございますけれど
も、今漁期におきまして塩酸等を使用したとい
う

をいただくことで、事例を挙げながら入つていき
たいと思います。

それは、ノリについて、その養殖生産のため
に、例えば塩酸などの薬物を使用した場合、どの
ような取締り法規が適用されるのでしょうか。塩
酸については、有明海でノリ養殖のために実際に
使用されたという報道もあります。また、私も直
接、使用をしたノリ生産業者から聞いたこともあ
ります。このことについて水産庁はこの事実を御
存じでどうか。

局長に答弁いただきますが、その前に、大臣は
このことを一応新しく就任されて聞いておられ
るか、こういうことがあつたかどうか、お伺いし
ます。

○国務大臣(龜井善之君) いえ、まだ私はちよつ
と勉強不足か、聞いておりません。

○委員長(三浦一水君) 羽田雄一郎君から御要望
がございました件につきましては、具体的御提案
があつた段階でまた協議をさせていただきたいと
いうふうに思います。

○政府参考人(木下寛之君) 私の方から二点お答
えをしたいと思います。

まず第一点の、ノリ養殖における塩酸使用の事
実を承知しているかどうかという点でござります。
私ども、從来からノリ養殖につきましては、酸
処理剤でござりますけれども、酸処理剤検討委員
会で認められた適格品を使用するよう指導いた
しております。

次に、今日は海上保安庁長官も来ていただきま
した。この現場の、直接海のことについて治安を
維持される長官にお伺いをしたいと思います。
塩酸などの、特に有明海等でノリの養殖にこの
問題につきましても、厚生労働省と基準を設定
するなど、いろいろ施策を進めて食の安全を図つ
ていくと、このようなことでありますと、養殖の
問題等々につきましても、やはり食の安全、安心
を図るためにこれらの法を、連携し、また厚生労
働省とも緊密な連携の下に確立してまいりたい
と、こう思つております。

ような報告は、私ども承知をいたしておりません。
それから第二点目でございますけれども、塩酸
などを使用した場合にどのような取締り法規があ
るのかという点のお尋ねでございます。

私の方からまずお答えをしたいというふうに思
いますけれども、一つが、一般論として申し上げ
ますと、酸処理剤の使用後の残液を船上から海洋
に投棄をするという場合には海洋汚染防止法に抵
触するというふうに思いますし、また一方で、酸
処理剤の残液でございますけれども、廃棄物処理
法によりまして、産業廃棄物として養殖業者自ら
の責任において適正に処理しなければならないと
いうような法規制があるというふうに承知をいた
しております。

○本田良一君 まだ酸処理については聞いていな
いところを答えていらっしゃいまして、塩酸のこ
とですね。だから、報道で一応知ったということ
であります。だから、報道で知つたんであれば、直ちに
調査もしておられるけれども、現在はつかんでい
ないと。しかし、この報道はもうかなり早かつた
んですね。そして、今日まで調査をされて、その
実態をまだつかんでおられないということが非常
に私は、消費者の側に向いてこの食品安全法を制
定をされるという立場にある官の、行政の側とし
てちょっと怠慢であるなと思いますが。

次に、今日は海上保安庁長官も来ていただきま
した。この現場の、直接海のことについて治安を
維持される長官にお伺いをしたいと思います。
塩酸などの、特に有明海等でノリの養殖にこの
問題につきましても、海上保安庁として法的な取締りとしてはど
ういうことになりますでしょうか。

○政府参考人(深谷憲一君) 御説明を申し上げま
す。

ただいま委員御指摘の塩酸の問題につきまして
は、私どもといたしましては、現時点においては
具体的な事実を承知いたしておりませんけれども、
いずれにいたしましても、ノリ養殖の際にいわゆ

る酸処理剤が使われる、これが廃棄物として海に排出されるケース、この場合、一般的に申し上げれば、今、水産庁さんの方からも御答弁がございましたけれども、いわゆる廃棄物処理法、また船から捨てられるようなケースにつきましては、いわゆる海防法にそれぞれ違反することであろうというふうに思っておりますが、当庁といいたしましては、法規に照らし具体的な事実を確認して、こうした廃棄物を海中への不法投棄をする、こうしたことにつきましては、今後とも鋭意監視するとともに、取締りを当たっていただきたいというふうに考えております。

○本田良一君 またこちらも酸処理を言つていた

それで、後でまたいろいろ長官にお尋ねしますが、私は非常に海上保安庁にはある面よくやつてもらつたなど、こういう一つの事例がございます。それでわざわざ実は来ていただいたんですが、私は熊本でございまして、三角海上保安庁が私のところには毎月、三角海上保安庁のパンフレットを届けていただきます。その中に、これは現実に新聞報道もありましたけれども、海上保安庁が、モジャコに対し除草剤を掛けたモジャコを大量に捕獲する、そういうのが長く続いておりました。それを、海上保安庁は自らこれを取締りをやつて逮捕したわけですね。だから、こういう立派な、ちょうどこれは有明海の塩酸問題が報道もされたところでこの逮捕の事例があつたわけです。よつて、非常に私は海上保安庁としてはすばらしい海の監視の一端をかいま見たということで、私は敬意を表しているところでござりますから、今日わざわざ海上保安庁に来ていただいたのは、これから、海は安全だという神話はもう崩れておりますので、それは海上で、海でいわゆる養殖をされる、そういうもののもう神話は崩れたと。いろんな薬物を使われて大変な危険な状態に食の安全上あることを現場の長官として認識をして、より法的なやつぱり網をかぶせて、そのことを現場で

守り抜いていただきたいと、そういう意味で今日はお呼びをしておりますので、もつと後で具体的なことをお聞きしたいと思います。

○政府参考人鶴田康則君 お答え申し上げたい

まず、濃度が10%を超える塩酸につきましては、毒物及び劇物取締法におきまして劇物に指定されておるところでございます。この毒劇取締法は、保健衛生上の観点から、毒性が強くて取扱いに特に注意を要する、こういった化学物質の事故の発生を防止するという観点から、ために、製造販売・保管・管理等について必要な取締りを行うことを目的としているわけでございます。この塩酸等の劇物の用途を規制するものではございません。したがいまして、ノリ養殖の目的で塩酸等の薬物を使用すること自体は規制していないわけでございます。また、薬物を含有する廃液につきまして廃液の基準を定めておりますが、ノリ養殖で使用した廃液はpH2程度と考えておりまして、これは薬物に相当する毒性を有しないということから、規制の対象とはなつております。

以上でございます。

○本田良一君 こちらも後でまた。

次に、私は、養殖生産における薬品使用に対する規制は大きく分けて二つの観点からなされるべきと考えております。まず第一、生産・流通時に薬品を使用した食品が人の健康を損ねるおそれがないかという点であります。次に、二つ目として、養殖生産に使用した薬品が周辺の海洋環境を汚染をし、他の魚介類や植生に影響を与えないかといふ点であります。

最初の観点では薬事法が対応しているわけですが、あくまで水産動物、魚介類が対象であります。ノリなどの水産植物、海藻は対象外であります。当然我々の口に入るという点では動物も植物も同じでありますから、水産植物も薬事法

の対象とすべきであると思いますが、大臣にお伺いをいたします。

○国務大臣(亀井善之君) 薬事法は、人又は動物の疾病的診断、治療、予防等に使用されることが目的とされている医薬品を対象としております。また、保健衛生の向上を図る観点から、医薬品の有効性や人又は動物に対する安全性の確保、このため必要な規制などが行われておるものがありまして、このような薬事法の趣旨、目的にかんがみれば、生物としての特性が異なる水産植物は薬事法の規制にはちょっとなじまないではなかろうかと、こう思います。

○本田良一君 今、大臣は正に何か、やっぱり官僚の答弁をされたようですが、こういうときになつてはいるんですね。ところが、最終的にそれは、この動物用医薬品までは獣医師がかむようになつていてるんですね。ところが、最終的にこれは食の安全ですから、人がやっぱり最終的には守られなくちゃならない。そうなつた場合はやっぱり薬事法で対応していかなければ今後この問題を本当に確保すること、食の安全、はできないと思います。

それは、この動物用医薬品までは獣医師がかむようになつていてるんですね。ところが、最終的にこれは食の安全ですから、人がやっぱり最終的には守られなくちゃならない。そうなつた場合はやっぱり薬事法で対応していかなければ今後この問題を本当に確保すること、食の安全、はできないと思います。

次にまた行きます。二つ目の観点である環境対策についてお伺いをいたします。

養殖生産における環境対策として持続的養殖生産確保法という法律が平成十一年に制定されました。これは私の地元の熊本県始め西日本で養殖生産していたクルマエビがP.A.V.ウイルスの混入で全滅をしたことや、各地の養殖生産において過密養殖や抗生物質の過剰投与などにより病気などが発生したのを契機として、むしろ漁協などから要望があつて法律制定となつたものと聞いております。したがつて、その内容も漁場環境改善計画を各漁協に任意に提出をさせ、適正な計画であれば共済掛金を減額するというような、どちらかといえば養殖業界の支援法であります。これはもう、ずっと今までそういうふうに私はこの確保法を言つてきておりますが、自分さえよければいい

という法ですね。他の魚介類の生育に影響を与える、そういう法では、それを他の魚介類に影響を与える、それを与えないようにする法ではないんです。無秩序な養殖生産によって食品としての安全性を損なうのを規制をしたり、周辺海域の汚染を防止するものではありません。

そこで、私は、先般来、この持続的養殖生産確保法を改正をした法案を今国会に提出をしております。大臣は、まず、このことを御存じでしょう。それから、熊本では、フグ養殖に使われたホルマリンが同じ海域で行われていた真珠養殖を壊滅をさせ、百億円近く被害を与えました。有明海のノリ養殖で使用された大量の酸が他の魚介類、特にタイラギやアサリなどの漁獲を激減させたという疑いが限りなく強いと言われている事例があります。

この際、持続的養殖生産確保法を改正されるおつもりはございませんか、大臣。

○国務大臣(亀井善之君) 持続的養殖生産確保法のことにつきましては承知をいたしております。また、この養殖の生産過程における検討課題として食品安全性あるいは漁場の環境の保全と、この両面は重要なことであります。

今回、今御審議をいたしております関連、薬事法、飼料やあるいは飼料添加物、飼料安全法、こういう法案の御審議をお願いをしておるわけであります。いわゆる食の安全、安心、この政策大纲、こういうものも中間取りまとめをいたしましたわけございまして、消費者、生産者などの関係者に、生産資材に関するリスク管理を私ども担当するわけでございまして、このことから、必要があればこの制度の改正と、これは改善なりその取組等々につきまして十分検討することは必要なことと、こう思います。

○本田良一君 ありがとうございました。検討するということを聞きまして、今まで、この議員立法を出しました。私のこの議員立法が、成立はしませんけれども、今の大臣の検討するということ、非常に期待をいたしました。

先般の十五年の三月二十七日、大島大臣の答弁をもらいました。薬事法の一部改正によりホルマリン等未承認の動物用医薬品の使用は禁止をいたしましたが、こういうふうにはつきりと私の質問に大島大臣は答えてもらつたわけです。亀井大臣、あの大島大臣は、私は非常にこの委員会で、農林大臣として、個人的な問題は別として、こういうものでは本当に勇断を持つてこういう決断ある発言をしていただいだわけあります。よければ亀井大臣も、本当に官僚が書いた判断で回答をするんではなくて、大臣らしく政治家としてこれからの方の安全を、そして、特に私が強調しますのは、どう、陸の農薬の問題、ずっと昔から言われてきました。しかし、最も盲点になつているのがこの海洋、海なんですよ。水俣病はそれを、使用を野放したことですと水産庁はそれを、使用を野放をあれだけしてしまつたんです。

だから、ここでそのことをもつとはつきりと、検出をされないこととかそういうことでなくて、

この文章の中にはまだ、ホルマリンの使用的な水産

府長官の通達には、成魚についてと書いてあるん

ですよ。そしたら、稚魚の場合にホルマリンを使つたときはどうなるかという、まだこの問題

残つております。だから、しかし、もう大臣がホ

ルマリンは使用しないと、こう言つておられる

が、水産府長官、どうですか。

○政府参考人(木下寛之君) 現在御審議いただきおります薬事法の改正案でございますけれども、第八十条、八十三条の三だと思ひますけれども、未承認医薬品については禁止をすると、いうふうになつておるわけでございます。また一方で、改正後の薬事法第八十三条によりますと、薬事法の規制対象動物は、牛、豚その他食用に供される動物として農林水産省令で定めるものというふう

にされているところでござります。

私たちも、この省令で定める範囲でござりますけれども、一つが、現在マダイなど十一魚種が対象となりますけれども、これを食用に供される全魚種に拡大する。またもう一点は、成魚の一連の生産行程の一環を占めるという観点を踏まえまして、今御質問の、通常そのままでは直接食用に供しない魚卵あるいは稚魚につきましてもそれを含める方向で現在検討を進めている段階でございます。

○本田良一君 実は、ずっと私は口を、自分の持論を言わずに案外ここまで来ました。それは、いわゆる海上保安庁長官と厚生省の答弁をいたぐために、これが実は山場なんだ。

ホルマリンを私が例え工業用として購入をして、そしてフグの養殖に使つた、この場合は処罰をされない。海上保安庁長官、私が工業用として購入しながらも、どばっと海に捨てたときは、いわゆるこれは投棄ですね、そうしたときには私は逮捕されますかね、どうですか。

○政府参考人(深谷憲一君) いたしましては、その具体的な対応をしております。

○政府参考人(鶴田康則君) クエン酸につきましては、毒物・劇物取締法の対象になつてございません。

○本田良一君 それでは、フグの養殖、今後別な形であろうと思いますけれども、今度は、ホルマリンは、フグの養殖はそのまま海水の他の一衣帶

水、他の海水と間切りをしてそしてホルマリン使用はやつていらないんですね。ホースでそのままホルマリンをあつとビニールの網の中に入つてい

るフグにまきまして、そしてそのホルマリンは海水に溶けていくんですね。ある面、今度はクエン酸もそういう状態なんです。

○政府参考人(深谷憲一君) いたしましてはその具体的な対処をされますか。

○本田良一君 それでは、クエン酸をそのまま、先ほどの質問に戻りますが、残液をノリ業者がそ

のまま海に投棄をする、そうしたときは、今後、厚生省それから海上保安庁長官それから水産庁、局長にお尋ねしますが、そのときの処理の仕方に

ついて、それぞれの御見解を。

○政府参考人(木下寛之君) 私の方からまず申し上げたいというふうに思います。

私ども、今委員御指摘のとおり、クエン酸を海

中にそのまま投棄をするという点につきましては、一般論で申し上げますと、海洋汚染防止法に抵触をするというふうに、国土交通省の所管でございますけれども、私どもはそのように理解をいたしております。

○政府参考人(深谷憲一君) したがいまして、先ほど申し上げましたけれども、廃棄物として海にそういったものを捨てるということにつきましても、一般論的に申し上げれば、通常、陸から

のケースはいわゆる廃掃法、船からのケースはいわゆる海防法、これに違反するというふうに考

えております。

○政府参考人(鶴田康則君) したがいまして、先ほど申し上げましたけれども、廃棄物として海に捨てるということになりますと、先ほど申上げましたような、いわゆる海防法十條の規

定に直接違反にならないケースもあるかと思つてあります。

○本田良一君 それでは、大体、時間がございませんから、もっと本当は事例を挙げてやりたいですが。

最後に、大臣に、今まで申しましたこのようないいふうな行為につきましては、いわゆる廃棄物

の処理及び清掃に関する法律、あるいは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、それぞれ規定

をしていく考えでいるということであります。

○政府参考人(鶴田康則君) 申立てをして、私は

してはその具体的な事実を確認し、これを私どもの任務としまして、海を安全に、あるいは海を守つていく立場といたしまして今後も厳正に対処をしていきたい、かように思います。

○本田良一君 それでは、クエン酸をそのまま、

守つておる立場といたしまして今後も厳正に対処をしていきたい、かように思います。

○政府参考人(深谷憲一君) いたしましてはその具体的な事実を確認し、これを私どもの任務としまして、海を安全に、あるいは海を

守つておる立場といたしまして今後も厳正に対処をしていきたい、かように思います。

○政府参考人(木下寛之君) いたしましてはその具体的な事実を確認し、これを私どもの任務としまして、海を安全に、あるいは海を

守つておる立場といたしまして今後も厳正に対処をしていきたい、かように思います。

○国務大臣(亀井善之君) 今回の食の安心、安全、

これを図るためにいろいろの施策を進めるわけでございます。

ございます。特に御指摘の海の関係、養殖の関係等々につきましては、いろいろの魚種等々あるわけであります。また、その態様等いろいろあるわけであります。十分、食の安心、安全を確立す

る意味合いにおきまして、御指摘の点、十分検討

させていただきたいと思います。

○本田良一君 終わります。

○日笠勝之君 公明党の日笠勝之でございます。

このたびの食品安全に関する四法案、少しずつこれから質問いたしますので、簡潔な御答弁をお願い申し上げておきたいと思います。

まず、BSE、いわゆる牛海绵状脳症でござりますが、これは平成十三年九月に千葉県下で我が

国初めてのBSE感染牛が確認されて、今、七例目まで確認されておるわけでございます。一年八か月を経過したわけでございますが、発生原因の汚染ルートの解明、究明、どこまで一体進んでいらっしゃるのかなと。何回お聞きしても、今生懸命やつておりますということでございますが、現在どこまで、進捗状況はどうかということと、それからBSEのサーベイランスをずっとやっておられましたけれども、その調査結果、またその評価についてはどうのようにお考えなのか、以上二点についてまずお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) まず、感染源でございます。

一昨年の十一月から本委員会でもいろいろ指摘をされまして、海外調査を含めまして現時点までおよそ三点疑わしいということで、一つがイタリアから輸入されたOIEの不活性化基準を満たさない時代の肉骨粉、それからもう一つが配合飼料工場で混入の可能性がある工場が五つあつたと、それから七例に共通した代用乳、これにBSE汚染国のオランダ産の動物性油脂が含まれていた。いずれも、その一つ一つを入念に調査をしたわけござりますけれども、今のところまだ我々としては感染源、感染経路の特定に至っていないと、いうことでございまして、難航しているこういう調査の隘路を切り開くということで、昨年末に専門家にBSE疫学検討チームとというのを作つていただいて、これまでのデータを全部お出しして検討を依頼したわけでございます。

この疫学検討チームでは、BSEの国内侵入リスクあるいは国内での暴露リスクを、肉骨粉、そ

れから輸入の生体牛、それから動物性油脂と、こ

ういつたものに対し仮説を立てると、複数の仮説を立てて起こりやすさというものを検証していくといふことが一つ。それからもう一つは、BSE発生群と、七例とおつしやられましたけれども、その発生群と非発生群の飼養のやり方、飼育方法ですか飼料の給与の方法ですか、これに違ひがあるんじゃないかということで比較考察をして、その違いから感染源を模索するというよ

うな、いわゆる疫学的分析評価を行つてもらつております夏までに中間取りまとめをいただ

きたいというふうにしておるわけでございます。

それから、サーベイランスでございます。全頭

検査、一昨年の十月十八日、屠畜場で全頭検査を行つておりますけれども、本年四月末までに百八十萬頭全頭検査を行いました。百八十八萬頭で六例出たわけでございます。農林水産省は、生産段階における死亡牛の検査を八千頭行つてござります。また、本年四月以降は死亡牛、原則二十四か月齢以上の死亡牛の全頭検査が始まつたわけでございます。こういうサーベイランスのデータも蓄積をしながら、このBSEのリスクを評価していただきたいというふうに考えております。

○日笠勝之君 私どもも、三浦委員長を中心に、

栃木県に死亡牛検査をしておる現場へ行きました。本当に関係者の皆様方のお仕事に敬意を表する次第でございますが、日本は科学技術大国にならう

べきでございますが、日本のところでも焼却処理でございまして、この牛由来の肉骨粉、今のところ焼却処理でございまして、こういうリスクを評価していただきたいというふうに考えております。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 牛由来の肉骨粉は

その飼料、肥料については製造を原則として禁止する、販売ももちろん禁止するということで、焼却処分をしているところでございます。その中

で、OIEが定めます高压、高温、こういう処理をしたいわゆる蒸製骨粉につきましては、飼料への誤用の防止というものを講じた上で肥料としての利用を解除しているということでございます。

それからほかの肉骨粉、鶏由来の肉骨粉、チキンミールとかフェザーミールでございますけれども、これは牛の肉骨粉と分別処理、製造されたことが確認できるものの限り肥料、飼料のリサイクルを認めておると。それから、豚由来の肉骨粉でございますけれども、これも同じく牛の肉骨粉と分別して製造されたことが確認できるものに限り肥料としてのリサイクルというものを認めておると。現在、レンダリング施設の分別処理というのを進めておるところでございまして、鶏、豚といったものが有効利用できることでございますけれども、これも個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法、いわゆる牛のトレーサビリティー法の第三条に、「牛個体識別台帳の作成」というところで、この第三条の第一項の八号までは具体的、個別的に書いておりますが、九号ですね、九号は「その他農林水産省令で定める事項」と、こうありますね。一

体全体この「その他農林水産省令で定める事項」とは何を想定していらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) ただいまお尋ねのこの牛由来の肉骨粉についても何とか異常ブリオンの不活性化技術開発ができるのかと、そうすることになりますれば利用ができることになるわけござりますけれども、こういうものに取り組んでいきたいというふうに思つております。また、その費用負担も、もういつまでも国が全額負担するのもつらい面があるし、またその経緯からするとやむを得ないかなという面もあるんですけれども、この費用負担を今後どうしていつたらいの

かというのは検討課題だらうというふうに思つております。

○日笠勝之君 確かに、忠ならんと欲すれば孝な

らじやありませんけれども、異常ブリオントの対策の方法というものが確立しない限りはなかなか難しいんだと思うんですが、しかし一般市民からしてみれば、税金を使って市場に流通しない製品を作つて、それをまた全額税金で燃やして、その

後何か灰はセメントで固めて埋め立てるとか、いつもでもそういうわけにいかぬと思います。そ

ういう意味では、先ほどから言つてゐる科学技術立国になろうとしている日本でありますから、早く科学的知見に基づいた対応というものを、これもしっかりと対応を要請しておきたいと思うわけ

でございます。

続きまして、トレーサビリティーに関係いたしまして、トレーサビリティーと言つちやいけないというのは私この前申し上げました、生産履歴で

すね、追跡可能性というふうな言葉を今日はトレーサビリティーと言わせていただきますけれども、これのこととございますが、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法、いわゆる牛のトレーサビリティー法の第三条に、「牛個体識別台帳の作成」というところで、この第三条の第一項の八号までは具体的、個別的に書いておりますが、九号ですね、九号は「その他農林水産省令で定める事項」と、こうありますね。一

体全体この「その他農林水産省令で定める事項」とは何を想定していらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) ただいまお尋ねの農林水産省令で定める事項でございます。現在考

えておりますのは、一つが牛の種別、いわゆる品種でございます。それから次に、牛の管理者の電話番号でございます。三つ目に屠畜業者の名称と住所。四つ目に輸入の生体牛という場合には輸入先の国名。こういうものを想定をしているところでございます。

○日笠勝之君 これ、二十二条しかない法律で、附則が八条で、合計三十二条なんですが、私も暇に任せて政令事項が何項目あるかと調べますと、政令事項が八項目、省令事項が三十四項目。こんなに政省令が多い条文、短い法律にしては多いな

と思つてお聞きしておるわけでございますが、品種ということをおつしやいましたけれども、この品種はどこまでの記載をお考えでしようか。いろいろ資料をいただきますと、肉用牛には肉

専門種として四種類ぐらいあるとか、交雑種、いわゆるF₁であるとか、それから乳用種、去勢のホルスタインであるとかいろいろ、ジャージーもあるようございます。どの程度の品種の中身ですね、台帳に作成をするとお考えなんでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) どこまで細かく書くかとございます。私ども、これから具体的には詰めたいと思っておりますけれども、今考えておりますのは、先生今おっしゃられましたように、肉専用種であれば黒毛、赤毛、褐毛ですね、それから短角、無角、その交雑と、こういうような種類の表示ができないかなと。それから、乳用種であればホルスタイン、ジャージーと。そのほかにF₁、交雑種と。こういうのが消費者の皆さんが求めていることかなと思うわけでございますけれども、今後関係者とよく協議して、その付けやすさとかそういうのも加味しながら決めていきたいというふうに思つております。

○日笠勝之君 それから、種類ですね、種類。すなわち去勢牛であるとか未経産牛であるとか子牛であるとか、こういう種類についてはどうなんでしょうね。この第三条第一項の九号の項目とされるんでしようか。それとも任意になるんでしょうか。いかがでしようか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 今、先生言われました去勢とか未経産とか子牛とかいう種類のもの。今、私も情報として記録管理するものとして、牛の出生年月日、これで月齢が分かるわけでございますけれども、と、雄、雌、雌雄の別というのを考えております。

今、先生がおっしゃられました、まず去勢かどいう話だと、雄牛という表示があれば九割以上は去勢でございます。それから、未経産かどうかということでござりますと、種付けの月齢からいたしまして、黒毛和種であれば二十五ヶ月以下、ホルスタインであれば二十六ヶ月以下だと未経産ということに推定されますし、子牛は月齢で推定できますので、あえて直接義務付けなくても、今考えております雌雄の別と出生年月

日でほとんど分かることはないかというふうに思つております。

○日笠勝之君 その次は受精卵クローニン牛ですね、受精卵クローニン牛肉。体細胞はこの前やりましたから結構です、今日は受精卵クローニン牛肉の、これはどうされますか。同じく第三条第一項九号の項目とするんでしょうか。今は任意表示だそうでございますから、任意表示のまま行くんでしょうか。

クローニン牛についてはこの前、体細胞クローニン牛でここで議論いたしましたが、なかなか消費者はまだ安心、安全感というものが無いということはございますし、それからドイツ、フランスでは義務表示になつてているということも聞いたようなこともございます。

今回の法律は、安心、安全をどう確保していくかということの、またどう情報公開を消費者に与えていくかということが観点の法律であるわけですから、どうなんでしょう、この受精卵クローニン牛肉の表示、表示というか、ごめんなさい、台帳にこれを記載するということの対象になるんでしょうか。それとも表示の方でしっかりと対応しようか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) このトレーサビリティ法案は、目的規定にもござりますように、BSEの蔓延防止の実施の基礎とするというふうに書かれておりまして、BSEの蔓延防止という観点から見ると、受精卵クローニン牛であるか否かというのは必ずしも必要な情報ではないということで、このトレーサビリティ法案の方の必須情報には今のところするつもりないわけでござります。

ただ、非常に受精卵クローニン牛由来の牛肉についての情報提供を求める声が強うございますので、この表示、今のところ受精卵クローニン牛かCビーフというふうに表示をさせているわけでございます。どうもフランスとかドイツも義務表示じやないようでございます。フランスは実績がないようでございます。そういうことでござります。

ので、今後こちらの方は表示の問題としてちょっと対応していくかというふうに思つております。

○日笠勝之君 次は、やはりトレーサビリティーという非常に有効なシステムを使っていく上で、やっぱり国民といいましょうか消費者が知りたいのは、いわゆる牛の給与飼料、えさですね、それから病歴であるとか、それに関係いたしますが、投薬情報ですね、こういうものも欲しいなど。是非何らかのトレーサビリティーの中で情報を公開できないのかという要望が非常にこれは多いですね。そういう意味では、こういう先ほど申し上げたような項目についていかにお考えなのか。もござりますし、それからドイツ、フランスでは義務表示になつてているということも聞いたようなこともございます。

今回も表示の方でしっかりと対応しようか。それとも表示の方でしっかりと対応しようか。それとも表示の方でしっかりと対応しようか。

ただ、飼料の給与だと病歴、投薬、こういつたものを一頭ごとに農家の皆様に義務付けして届け出てもらうと、それを国が一々確認をしていくというと、これ非常に農家負担とか行政コストが掛かり過ぎるという問題もございますので、義務表示にするのはなかなか難しゅうございます。

ただ、一部の消費者の皆さんから根強い情報提供のニーズがございますので、食品の生産履歴情報ということで、第三者、JASで、第三者機関に認証してもらうJAS規格制度の導入で、その中で給与飼料情報等の提供を推進していくことが現実的なかなというふうに考えておりまして、そちらの方向で取り組んでいきたいというふうに思つております。

○日笠勝之君 局長、そうはおっしゃるけれども、多分、このトレーサビリティ法が成立して、生産者がそういう意識でやらないわけないでしよう、これは義務付けですから、罰則もあるわけですから。そうすると、恐らく、やっぱり安心、安全というのはもう食品の命ですから、私はいつも、安心、安全じゃなくて安価と安定ということ大事だと。食品は四安だと、こうよく言うんでも大それども、それはおいておいて、やはりそういう

うふうな給与飼料とか投薬情報とかこういうものがきちっと、例えば精肉売場へ行くとボタン一つクリックすればぱっと出てくる。これは任意ですよ。だけれども、それが一つのブランドになります。だけれども、それが一つのブランドになります。ただし、それが一つのブランドになります。だから農産物も。ということになれば、奨励をすべきじゃないかなと、奨励。義務付けじゃないけど、できれば、これだけブロードバンド時代で、この前も家畜改良センターへ行きましたけれども、大体七割ぐらいいの方はもうメールで情報を送つておられましたですね、たしか七割でしたよね。

そういう意味では、給与飼料であるとか投薬情報も、これはだんだんと自分の、自分のところの情報ということでいつでも開示できると、こういうことにもなるんだろうと思うんですね。だから、トレーサビリティ法じゃないかもしれないけれども、そういうことを奨励というか、例えばそういうふうなことをしようとする生産農家がいらっしゃれば何らかの融資とか補助だとか、こう思ふんですが、これはいかがでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 実は、この飼料とか病歴とか投薬の情報は、私も先生と同じように、これは重要な情報でブランド化できると思つております。ただ、別の委員会で牛の鼻紋、鼻、それを表示しておると気持ち悪いと、拒否するからあんなのやめてしまえという、そういう御意見も一部ございまして、これは、こういう情報をおぼむ方のために積極的に推進するという考え方でいきたいというふうに思つております。

○日笠勝之君 いざにいたしましても、一日も早く成立をいたしまして、牛肉の安心、安全感というものが確保されるように望むところでござります。

そういう中にあります、カナダにおけるBS

Eの発生の第一号が確認されたということです。第一号というか、第二号というか、前回のものは、あれはイギリスから輸入したものであるということで、純然たるカナダ産では第一号と、

そういうことだと思いますが。

そこで大臣、私も是非お聞きしたいのは、カナダ、またアメリカ、豪州、日本は六五%の国内流通、出回り量の六五%を輸入しておるわけです。が、この輸入相手の国ですね。日本はBSE反省してトレーサビリティーであるとかいろんな食品の安心、安全のためのいろんな法律も改正しました、しっかりと國も厳しい財政の中、予算も計上いたしました。ということで、是非おたくの國も、我が國に輸出をしているならば、法律を作れとは言いませんが、是非日本人の消費者が安心できるとは、大使館じゃなくとも、そういう関係の國の農水、農務大臣ですか、等々にもこれは言えるわけですね。今日かあしたすぐ言えというわけじゃありませんよ、何かのときお会いしたときにきちっと日本の対応、それから輸出国への要望、こういうものはきつとおしゃっていただけるものと思うんですが、その点はいかがでございましょうか。

○國務大臣(龜井善之君)

今、委員御指摘のとおり、また先ほど来御答弁申し上げておりますとお

り、この法律、そしてこうして先生方の御意見、

これを重く受け止め、そして食の安心、安全、こ

れを確立するわけでありますので、そのことは十分機会あるごとに我が國の状況、このことを申し上げ、そしてまた一方、米国あるいは豪州におきましてものどのような形でこのような個体識別制度、これが一部構築をされているというようなことも聞くわけでありまして、現実にどうなつておるか、そのことも十分研究を、調査をいたさなければならぬわけであります。我が国のことのようないいわけでありまして、我が国のことのようないい制度が確立をし、そして食の安心、安全、このことが図られると。また、これがひいては世界の牛肉、その一つのリーダーと、こういうことがで

きるような、またその努力はやはり機会あることがあります。第一号というか、第二号というか、前回のものは、あれはイギリスから輸入したものであるということだと、こう

思っております。

○日笠勝之君 今度、アメリカにカナダのBSE発生に伴う海外調査があるということですが、カナダ本国には今非常に対応が、受入れ対応が困難

ということです。アメリカに行かれるということでござりますが、これは突然のお尋ねですが、カナダには農水省のアタッシェの方いらっしゃるんですか。

○日笠勝之君 是非、緊密に情報交換をしながら、アスコミに発表るべきものは発表していただきたいと思います。

それで、もう一点、牛に関するお聞きしたいのは、薬剤耐性菌ですね。この前も同僚議員のどなたかがこのことについて御質問なさったと思いま

すが、私も、いろいろ食品に関する書籍を、本屋

さんに行って目立てば、目に付ければ購入して読ん

でいるんですね。食品が危ないとか、いろんな本

がたくさん出ておりまして、五、六冊買つて大体

全部読みました。その中で一番やはりうんと思つたのが、この薬剤耐性菌問題ではなかろうかと思

いますね。

動物用医薬品においては抗生物質は八十成分为承認されておるとか、日本国内において家畜飼料へは十六成分の抗生物質が同じく添加が認められておるとか、先ほど投薬のお話をいたしましたが、だんだんとこの薬剤耐性菌というものが大きな社会問題にもなつておるというふうに私は思つておりますし、また最近、それに関する本も発行され

ておるもの、書評だけございますが見ました。

そういうことを考えますと、これから人間の人体への影響ということもあります、薬剤耐性菌と牛肉といいましょうか、この関連というものが非常に大切だと思うんですが、家畜に対する抗生物質の利用、またその影響などなどは、今現在どういうふうな調査研究がなされ、対応しようとしておるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) カナダのアタッシェから毎日のように電報が来ております。

具体的な疑似患畜がどうかということじやなく

て、カナダにおきましては感染牛が育つった農場の農場群全部殺して検査をしておるらしいことでございまして、ただ、その牛がどこで何年間育つたかというのをどんどんどんどん追跡をしていつて

いるそうでございます。

まず、アルバータ州の発生農場の牛百五十頭は、

全頭を殺処分して検査をして全部陰性だったと。

三農場も殺処分中ということで、現在までに十

七農場の牛約二千頭を隔離して、そのうち三百六

十九頭について殺処分してBSE検査中というこ

とで、今度はその牛の履歴もさかのぼって調査し

て、そういう検査をする予定というふうに聞いております。

○日笠勝之君 是非、緊密に情報交換をしながら、逐次、マスコミに発表すべきものは発表していただきたいと思います。

も多くの研究なされているわけでござりますけれども、動物について生じた耐性菌が人に伝達されるとということを直接に証明する報告は今のところないわけです。ただ、これ、先生言わされましたように、非常に不安を与えていたという問題は重く受け止めなくてはならないというふうに思つてお

ります。ただ、これ、先生言わましたように、非常に不安を与えていたという問題は重く受け止めなくてはならないというふうに思つてお

ります。まず、まず飼料添加物、これ飼料添加物ですから毎日毎日与えるものでござりますので、医療

上問題になるような薬剤耐性菌を発生させる可能性のある抗菌性の飼料添加物、この科学的評価をして見直すという作業を今、農業資材審議会において見直すところでござります。

一方、動物用医薬品の抗生物質は、人の医療上重要な抗菌剤、これはもう動物には承認しない、人にとつて問題になるようなものは動物用医薬品とは承認を一定期間認めないという方針を取つておりますし、その承認されたものでも、投与する場合には獣医師が自ら診療をして処方するということとしておりまして、限定した使用というふうにとどめているところでございまして、適正使用の確保ということに努めていきたいと思っております。

○日笠勝之君 ですから、局長のおつしやつてることは、安全は担保されているんですよと、しかし安心感がないということを、先ほど申し上げましたように、いろんな本の中に全部書いていますよ、この薬剤の耐性菌ということについては。だから、安心感をどう消費者に持つてもらうかということを、どう説明責任として発するかということが問われているわけですね。

そういうことをしつかり今後とも対応お願いしたいし、それから、使う使わないじやなくて、やはり病氣にならない牛を作ればいいわけですね、健康な牛を。そうすると、飼養、いわゆる飼うですね、飼養環境の改善というふうなこともこれは大きな牛を。そういうと、飼養、いわゆる飼うですね、一つのポイントだらうと思います。

それらを踏まえましてしつかりと、国民に安心感のある、特にこの薬剤耐性菌の問題については安心感のある、理解が進むような対応をしつかり

とお願い申し上げておきたいと思います。

〔委員長退席 理事常田享詳君着席〕

それから、だんだんと時間がなくなつてしまりましたが、西藤局長、今回の食品安全関係法案ですけれども、農薬はこのたび回収命令を出すことができた。肥料もそうでございますが、回収命令規定があるわけですが、販売者に対する回収命令ですね。使用者までは入つていませんね。農薬ですよ。

この前から私、農薬のことをいろいろ申し上げて、これで二回目の改正になるわけですけれども、結局、使用者、最終使用者農家の方でしよう、その方が回収命令は掛からないんですよ。販売者までなんですよ。しかし、この販売者というのは、御存じのように、もう転廃業が結構ございまして分からぬ。販売した人がもう倒産したり廃業されたということもたくさんございますよね。

そういう意味では、やっぱり使用者にも回収命令、保管禁止だとか、それから廃棄禁止だとか、そういうことを踏まえた、消費者のところに何か回収の関係の規定を設けないと、こっちは、ごめんなさい、無登録農薬の反省が生かされてこないんじゃないかなと、こう思うんですが、なぜ販売者に限つたんですか、使用者までブレークダウンしなかつたんでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 実は、前々から先生の御持論でございまして、実は今回法律出すときも、無登録農薬とか販売禁止された農薬について、農家に対して所持規制、こういうものができないということを熱心に検討したわけでございます。

法令御当局とも相談をしたわけでございますけれども、我が法体系上所持規制をしているといふのが極めて高いと。所持規制というものが非常に厳しい規制でございますのでそういうものに限られておるということで、結局、農薬とか肥料とか、かけん銃でございまして、そのものの本体が危険性が極めて高いと。所持規制といふのが非常に厳しい規制でございますのでそういうものに限られておるということです。農薬とか肥料とか、一定の所持規制を法的に導入するのは困難だとい

うことになりますと、私どもはもう、そういう場合でありますと、一応使用は法的に禁止されるわけでございますので、安全性に問題がある農薬の流通が発覚した場合には、マニュアルを作りまして、都道府県、農協に対しそれを徹底すると。それで、販売業者が回収を行う場合には農家に対して協力するように指導すること。

万が一、その販売業者がもう不明になつたという場合には、農薬は廃掃法、廃棄物の清掃及び廃棄に関する法律の適用を受けますので、この法律によると、みだりに捨てるとか、その法で定められた以外の方法で焼却することは禁じられておりますので、この法律、廃掃法に基づいて適正な処理を行うというふうに指導していくといふふうに思つております。

○日笠勝之君 農家の方々、使用者ですね、方々の保管禁止、廃棄、厳正な廃棄ということを法文にうたうことも手でしようが、せめて回収協力義務ぐらい、義務ですから、協力義務だから、努力義務ですから、というぐらいのも入つてもよかったです。

なぜかというと、何か先日の新聞見て私びっくりしたんですが、土に三十年前の農薬が負の遺産として今もつて影響があるという。何かエンドリンという農薬だそうでございます。ドリン系の農薬。三十年前に使つたその農薬が大地にしみて、それが今キュウリ栽培のこのキュウリに残留農薬として出てくる。だから、農薬というのはそういうふうな非常に、十年、二十年、三十年ぐらいの時を超えて大きな影響があるわけで、けん銃とは言いませんが、相当な影響がある、殺傷力もあるわけでございますし、環境汚染の最たるものでございます。

そういう意味では、使用者の回収協力義務であるとか保管禁止もあつてもよかつたのかなと、これまでお願い申し上げておきたいと思います。

〔理事常田享詳君退席、理事田中直紀君着席〕

○政府参考人(須賀田菊仁君) 今回の法律改正においておきまして、従来までは使用規制がなかつたものですから、業として防除をされる防除業者の方に

それからもう一つは、農薬取締法を改正したときに、つい私もうっかりしておきましたけれども、大きな課題が今回残つたというふうなことも言われておりまして、それはなぜかというと、食用の作物とか飼料作物に使つた場合が罰則対象だと、花や樹木は除外されていると、こういうことです

○政府参考人(須賀田菊仁君)

原則的には食用に用いられるものというものを使用基準の対象にしているわけでございます。樹木や花でありますも、例えば桜もちの葉とかサンショウの葉とか月桂樹の葉のように食用に用いられる樹木の葉、それから、食用菊とか食用のナデシコとか食用のカーネーション、こういう食用の花、こういうものについては、ほかの食用作物と同様に使用規制の対象というふうにしております。

○日笠勝之君 その花や樹木には農薬の残留基準というものは定められて、また罰則はあるんですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 残留はないんですけれども、使用方法の、何回使うかとかそういうのだけは希釈してとか、そういう方法の規制をしております。

○日笠勝之君 その花や樹木には農薬の残留基準というのを記載いたしました農薬使用計画書を農林水産大臣に提出するということを使用基準の中で決めてまして、特に影響の大きい方の把握はするといふふうにしております。

○日笠勝之君 それともう一つ問題点は、いわゆる防疫業者、消毒をする農薬を使う防疫業者の届出義務が過剰規制になるということで廃止された

○日笠勝之君 七十七県が登録、届出を復活させてくれと。そうしたのですね。ですから、岩手県、三重県など

都道府県が行います農薬使用者に対する指導、研修、取締り強化のための対策というものを拡充をいたしまして、こういう予算を通じて指導の徹底ををしていきたいということをございまして、また

地方公共団体が防除業者に街路樹とか公園の病害虫防除を委託するケースがございますので、そういう自治体とか関係機関に對して適切な防除をするよう指導をしていきたいというふうに思つております。

○日笠勝之君 水産庁長官、済みません、時間が最後、簡単に一問だけ。

○日笠勝之君 先ほど養殖業などについての水産用医薬品についてのお話がございました。今の生けすなんか、いわゆる養殖業者が生けすを持つて、そこにはいろいろ投薬をしているようございますが、これはおられます。この辺のところの防疫業者に対する講習などについての対応はどうなつてますか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 今までお話をございました。今の生けすなんか、いわゆる魚のお医者さんですね、獣医さんでいらっしゃる方々がきちっとやつてあるんでしょう。それとも、資格のない方が経験だとかいろんなことを踏まえながらやつてあるんでしょう。私は、もしそうであれば、やっぱりきちっと資格のある方が投薬というか投与すべきだと思いますが、いわゆる魚のお医者さんですね、獣医さんでいらっしゃる方々がきちっとやつてあるんでしょう。けれども、是非そろあるべきだと思うんですが、

届出をしてもらつて、それを行政が監視して追つ掛けしていくというシステムだったわけです。今まで、その防除業者の方も含めまして、使用基準違法の防除の仕方をするともう直接的に罰するというふうになりましたので、届出とその監視というのをやめたわけでございます。

そういう中で、全部やめてしまうと困るという私どもも要請を受けまして、特に環境への影響だとか、そういう農薬の使用量が多い航空防除、あるいは蒸煮による防除、それからゴルフ場の防除方法を記載いたしました農薬使用計画書を農林水産大臣に提出するということを使用基準の中で決めてまして、特に影響の大きい方の把握はするといふふうにしております。

そして、研修につきましては、十五年度予算で都道府県が行います農薬使用者に対する指導、研修、取締り強化のための対策というものを拡充をいたしまして、こういう予算を通じて指導の徹底をしていきたいということをございまして、また

地方公共団体が防除業者に街路樹とか公園の病害虫防除を委託するケースがございますので、そ

現状と今後の対応はどうかということをお聞きして、終わりたいと思います。

○政府参考人(木下寛之君) まず第一点のお尋ねでございますけれども、私ども、水産用医薬品の適正使用を確保するために、都道府県職員による養殖業者の巡回指導、また養殖魚の出荷前の医薬品の残留の検査、また医薬品の使用状況調査を行つてきましたところでございます。

委員御指摘のとおり、薬事法の中には、薬事法に基づきます報告徴収なり立入検査を行わせるために薬事監視員を設置することができるという規定がございます。この薬事監視員でございますけれども、薬事法の施行令によりますと、委員御指摘のような、例えば獣医師の皆さんとかあるいは大学で一定の専門課程を経た者を薬事監視員として任命できるという規定がございます。

(理事田中直紀君退席)

(委員長着席)

私も、今回の薬事法改正を契機に、先ほど来御説明いたしますように、対象動物をすべての魚種に拡大をするという観点もございますので、薬事法に基づきます立入権限を有する薬事監視員等による立入検査、あるいは今後設置されます地方農政事務所の活用等々を得て十分な指導監視体制を構築していくふうに考えております。

○日笠勝之君 終わります。

○紙智子君 それでは最初に、薬事法の改正に関して、先ほども議論になりましたけれども、トラフグ養殖へのホルマリン不正使用問題についてお聞きしたいと思います。

水産庁は、対策本部を作つてこれまでのホルマリン使用防止策の問題点の整理、検証を行うといふうにしています。水産庁は、何度も実態調査を強めたわけですね。この点で、国自らも実態調査を強めたべきではなかつたかと思うんです。国の機関としての養殖経営への調査、その他の食糧事務

所が幾らか関与をしてきたけれども、このトラフグ養殖のホルマリンは法的規制ではないということで除かれていたわけですね、その調査からも。

国は結局、通達は出すんだけれども、調査については県任せではなかつたのかと、この点についてます。

○政府参考人(木下寛之君) 私ども、養殖漁場につきましては漁業法に基づきます都道府県知事の監督下にあるということもありまして、私ども、これまでにも都道府県を通じまして養殖漁場の巡回指導あるいは医薬品残留検査の実施等々を行つてきましたところでございます。

○紙智子君 終局、ホルマリン調査は県任せで特別力を入れてきたわけではないということだと思います。県は、水産試験場などがアンケートなどで全業者を調査しているというふうに言うわけですけれども、この回収率も、聞きますとトラフグは五〇%ぐらいだと。これも非常に不十分なわけですから、禁止されているという中で、アンケートに私はホルマリンを使っていますよと書く人はいないわけですよね。それで、併せて行つている巡回指導、この内容がやっぱり問題になつてくると思うんです。長いこと同じように調査し、巡回指導ってきて、それで摘発をできなかつたわけですね。だから、調査や巡回の内容的な不十分性やあるいは問題点を掘り下げる、これが必要だというふうに思うんですけども、その点は今どこまで検討されているんでしようか。

○政府参考人(木下寛之君) 私ども、これまで、委員御指摘のような、都道府県を通じての医薬品の残留検査なりあるいはアンケート調査を実施をしてきましたところでございます。

私ども、今回の薬事法改正を受けまして、薬事法の規制対象を全魚種に拡大する等々、その内容を大幅に拡大をしているという点でございます。したがいまして、今回の薬事法改正を契機にいたしまして、薬事法に基づきます報告徴収なり、立入検査の権限を有しております薬事監視員でござりますけれども、このような薬事監視員等による

立入検査による実態調査の把握、あるいは設置予定の地方農政事務所の活用等々、いろいろのレベルを通じて、先ほど申し上げたような水産用医薬品の適正使用に努めまいりたいというふうに考えているところでございます。

○紙智子君 これからどうしようかということはあると思うんですけれども、今、私が聞きしたのは、実際にこれまでやつてきて、そのことの中身に対する、不十分な中身をどう掘り下げて、そうでなければやつぱり次に生かしていくべきなうなことなんですか。

○政府参考人(木下寛之君) 例えば、委員御指摘のように、医薬品の使用状況の調査、従来は五〇%程度の回収率という点でございます。私ども、今回、このような結果でございますので、先ほど申し上げているように、予算でも組んでいるところでございますけれども、特別対策事業七千万強の国費ベースでございますが、このようないくつかの予算も活用しながら、できるだけ法律に基づく具体的な検査、立入調査を実施をしていく。そのようなことを通じて、先ほど来言つているような具体的な実効性が上がるような体制を構築していくたいとふうに考えております。

○紙智子君 捜り下げ方が本当に、何といふんでもうか、はつきりしないわけですよね、お聞きしていくのも。

例えば、通達を出されていますよね。それで、その通達の中で、代替薬がないなど他に代わり得る手段がない場合で、魚卵や稚魚の消毒などにやむを得ず用いる以外は使用しないこと。ということは、魚卵や稚魚についてはいいということになるわけですね。そして、今回使用が発覚した中では、結局稚魚に使つているという名目で成魚にも使つていたということもあるわけですよね、そういう業者もいたと。

しかし、消毒剤ということでいえば、この魚卵消毒用の指定医薬品があるわけですし、寄生虫駆除の指定医薬品も開発をされたというふうに言つ

ているわけですから、だからほかに代わり得る手段がないという状況ではなかつたと思うんですよ。で、そういう状況であるにもかかわらず、魚卵や稚魚を含めて、じゃ、全面禁止ですというふうに言つたのか、ということだと、こういう通達は出していません。

今後、法改正をしてこの指定医薬品以外は使えないということになると、魚卵だろうが稚魚だろうがフグには一切使えなくなるということだと思ふんですけれども、確認の意味でも一度お願いします。

○政府参考人(木下寛之君) 今回、農林水産省令で定めます水産動物の範囲についてでございますけれども、まず第一点が、食用に供されるすべての魚種に拡大をする、これが第一点でございます。第二点といたしましては、今、委員御指摘の魚卵あるいは稚魚の観点でございますけれども、成魚への一連の生産行程の一環を占めるというふうに考えております。そこで、直接食用に供しない魚卵あるいは稚魚も含めて規制の対象にいたしたいというふうに考えております。

また、具体的な取扱いにつきましては、代替薬の開発の見通し等を踏まえまして、できるだけ早く結論を出したいというふうに考えております。業者が反対が求められると思います。

このほとんどが長崎県ということです。百五十一件の養殖業者のうち六割以上の九十五件の業者が不正使用していたということなんですね。なぜ長崎だけがこんなに広範に大規模に使われていたのか。そして、なぜ水産庁の指導が貫けなかつたのか。そして、行政当局のフグ養殖業者への対応の甘さがなかつたのかどうか。

これ、大臣ですね、大臣、水産庁の指導が徹底できなかつたこの水産行政の問題点、行政責任、

なぜこの長崎でこれだけ広範に不正使用があつたのかと。このことについて、大臣の考え方と、それから、この後徹底調査をして明らかにするつもりがあるのかどうか、これについてお答えください。

○國務大臣(亀井善之君) このホルマリンの関連につきましては、平成八年、九年、十二年とホルマリンを使用しないよう都道府県に対しまして指導強化を水産庁もいたしておつたところでありますし、全国魚類防疫推進会議、これを始め、機会あるごとに都道府県に指導してまいりました。また、この全国団体全国かん水養魚協会でホルマリン使用禁止の、業界団体として決議をされておりますのであります。本当に今回、この長崎県、特に主産地であります長崎県でこのような過半のトラフグ養殖業者がホルマリンの不正使用を再三したと、これは大変遺憾なことと、こう思っております。早速のことにつきましては、長崎県知事に厳重に、私からも強くこのことにつきまして申請を入れました。

今後こういうことのないようになります。今回、この薬事法改正によりまして未承認医薬品の使用禁止などがありまして、再発防止ということに万全を期してまいりたいと、こう思つております。水産庁にもその旨、再三注意をいたしております。

○紙智子君 今後、対策本部でこういう全国調査を基にして検討を深めるということでよろしいですか。

○國務大臣(亀井善之君) 食の安全、安心と、今回この法案を御審議いただいているわけでありますし、このことを成し遂げなければならぬわけを喚起して対応してまいりたいと、こう思います。

○紙智子君 次に、厚生労働省にお聞きしたいんですけれども、この養殖トラフグは約一千トン中國から輸入されていると言われています。韓国からも少し入ってきており、それで、海外でのフグ養殖でのホルマリン使用の実態というのはあるのか、規制はあるのか、その辺、つかんでおられ

るでしょうか。

○政府参考人(遠藤明君) 厚生労働省におきましては、養殖トラフグに寄生虫駆除の目的でホルマリンが使用されているという情報を得まして平成九年に調査をいたしましたが、天然トラフグとホルマリンを使用した養殖トラフグの可食部のホルマリン濃度に差がないということ、ともに安全性に問題のないレベルであるということから輸入時検査の対象項目とはしておらず、また輸出国における使用状況についての情報収集等も行つてないところでございます。

○紙智子君 安全性心配がないというよう言われるんですけども、いただいている資料を見ましても、「ホルマリンとは」というのがありますけれども、これを見ましても、結局、発がん性のあることが疑われる物質とされていますし、そして、ホルマリンを養殖業において薬剤として使用した場合に、魚介類が食品となつた場合の残留性等は十分解明されていませんといふうに書いているわけですね。

ですから、やっぱり、そういうことで一切この対象にしないというふうなことではなくて、消費者の立場からいいますと、やっぱり安全、安心上、このホルマリンについてはとんでもないというふうに思つているわけですから、積極的にこの情報を調べて、やっぱり今、全体を議論されていいるわけですから、リスクコミュニケーションの一環として公開する用意が、必要があると思うんです。そういう用意はありますか。

○政府参考人(遠藤明君) ホルマリンにつきまして、先ほども申し上げましたように、天然のフグからも数DPP程度検出をされているというふうな状況の中で、私ども、食品衛生法上での取締り対象にするというふうな観点から申し上げますと、天然と養殖での区別が付かないというふうなことで規制の対象にする考え方が今のところございませんので、情報収集等も行つてないというふうな状況でございます。

○紙智子君 消費者の中でのいろんな不安、安全

安心という立場からは、やっぱりリスクコミュニケーションということで情報公開するという立場でそこら辺のところはお答えいただきたいと思つたんですけれども。

法改正で今度、水産医薬品の規制は全魚種を対象にして、指定医薬品以外に使えなくなるということがありますと、規制の範囲が広がつて法で使えない医薬品も増えていくはずだと思うんですね。これらの規制を海外の養殖水産物にも適用させていくべきだというふうに思うんです。ホルマリンに限らず、海外の養殖において、日本で禁止され、そして安全性が証明されていないものについて、使用させないように輸入業者への指導も含めて徹底するということが必要だと思うんですけれども、そのおつもりはありますか。

○政府参考人(遠藤明君) 基準の適用につきましては、内外無差別の観点から、国内と同様、外国から輸入される食品に関しましても同じ基準を適用し、その安全性の確保については輸入業者等に指導してまいります。

○紙智子君 食品安全基本法の修正で、わざわざ国の中における食品供給過程における安全性の確保ということでうたつてあるわけです。同時に、海外でも使わせないように積極的に対処すべきだということについては、農水大臣にも要求をしておきたいと思います。

それから次質問ですけれども、死亡牛のBSEの全頭検査についてお聞きします。

そこで、全国で今、死亡牛の調査が始まっています。それで、死亡牛検査、ハード面といたしまして、検査材料を採取する施設、それから死体を保管する冷蔵保管施設、それから死体を焼却いたします焼却施設、こういうものの施設整備が必要でございます。いろいろござりますけれども、これ海外でも使わせないように積極的に対処すべきだということについては、農水大臣にも要求をしておきたいと思います。

それで、全国で今、死亡牛の調査が始まっています。それで、死亡牛検査、ハード面といたしまして、検査材料を採取する施設、それから死体を保管する冷蔵保管施設、それから死体を焼却いたします焼却施設、こういうものの施設整備が必要でございます。いろいろござりますけれども、これ海外でも使わせないように積極的に対処すべきだということについては、農水大臣にも要求をしておきたいと思います。

それで、方針で今、死亡牛の調査が始まっています。それで、死亡牛検査、ハード面といたしまして、検査材料を採取する施設、それから死体を保管する冷蔵保管施設、それから死体を焼却いたします焼却施設、こういうものの施設整備が必要でございます。いろいろござりますけれども、これ海外でも使わせないように積極的に対処すべきだということについては、農水大臣にも要求をしておきたいと思います。

それで、方針で今、死亡牛の調査が始まっています。それで、死亡牛検査、ハード面といたしまして、検査材料を採取する施設、それから死体を保管する冷蔵保管施設、それから死体を焼却いたします焼却施設、こういうものの施設整備が必要でございます。いろいろござりますけれども、これ海外でも使わせないように積極的に対処すべきだ

うんですけれども、このうち道負担が十二億五千萬ぐらいだと、相当な負担になるわけです。そもそも、このBSEというの農水省の重大失政から引きされたものです。防ぐことができれば、これは全くやる必要のなかつた対策なわけです。その意味では、国の責任でやるべきところを、言ってみれば地方自治体の皆さんに協力を要請して進めてきているということでもあるわけです。今、非常に財政的にも地方も大変だという中で、やっぱりできる限りこの負担を軽減すべきではないかと思うんですね。

その点で、いろいろ事業されているんだけれども、ハード事業の施設整備の補助残について地方交付税の制度などで十分な措置を取るべきだといふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。○政府参考人(須賀田菊仁君) 先生には、先日、死亡牛検査の現場視察をいただきました、ありがとうございました。

まず、その死亡牛検査、ハード面といたしまして、検査材料を採取する施設、それから死体を保管する冷蔵保管施設、それから死体を焼却いたします焼却施設、こういうものの施設整備が必要でございます。いろいろござりますけれども、これ海外でも使わせないように積極的に対処すべきだ

うんですけれども、このうち道負担が十二億五千萬ぐらいだと、相当な負担になるわけです。そもそも、このBSEというの農水省の重大失政から引きされたものです。防ぐことができれば、これは全くやる必要のなかつた対策なわけです。その意味では、国の責任でやるべきところを、言ってみれば地方自治体の皆さんに協力を要請して進めてきているということでもあるわけです。今、非常に財政的にも地方も大変だという中で、やっぱりできる限りこの負担を軽減すべきではないかと思うんですね。

その点で、いろいろ事業されているんだけれども、ハード事業の施設整備の補助残について地方交付税の制度などで十分な措置を取るべきだといふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。○政府参考人(須賀田菊仁君) 先生には、先日、死亡牛検査の現場視察をいただきました、ありがとうございました。

まず、その死亡牛検査、ハード面といたしまして、検査材料を採取する施設、それから死体を保管する冷蔵保管施設、それから死体を焼却いたします焼却施設、こういうものの施設整備が必要でございます。いろいろござりますけれども、これ海外でも使わせないように積極的に対処すべきだ

たいというふうに思つております。

○紙智子君 それから、ソフトの面の事業でいいますと、検査キットの購入など、言つてみれば検査する側の経費への事業が行われているわけですね。

それで、北海道で四万頭の検査で大体掛かる費用といふか、十五億から十六億といふことで、これまですごく掛かるんだなと思つたんですけれども、一頭につき大体三万五千円から四万円になる。それで、これ道と国とで折半でといふことで、国は交付金で見るといふになつてゐるわけですが、それでも、実際には交付金に色が付いてゐるわけじゃないものですから、十分確保できるのかどうかといふのは不明なわけです。もし不足といふ事態になるとまたそれも道の負担になつていくこと、ここについても国としての負担の軽減をすべきではないかと思うんですけれども、いかがでしようか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) ソフトの面、都道府県でやるべきものと、生産者ももう輸送とかそういうことで負担をするわけでございます。

都道府県が負担すべきものへの助成ということは、先ほど先生言われました検査キット、これは伝染病予防法で一定の負担といふか、決まつておるわけでございます。そのほかにも、検査材料の採取、検査材料の輸送、それからエライザ検査の実施と。先生先ほど言られた額は恐らく人件費込みの額だらうと思うわけでございますけれども、そういう人件費を除いたものについては所要の助成と、明らかになつていないと言われましたけれども地方交付税措置と。

それから、生産者に対しましても、死亡牛の輸送、処理、検査ということで、できるだけその負担が軽減が図られるような措置といふことで、十五年度は全国で十八億四千万といふ額を用意をさせていただいたわけでございます。

人件費の問題が一番きついものだと思っておりますけれども、そういうようなあらゆる手段を講じて、全体として死亡牛検査が効率的に実施され

るようにしていきたいといふに考えてゐると

ころでございます。

○紙智子君 生産者支援の今対策もお話しになつたんですけども、この問題も、いろいろ聞きましたけども、死亡牛の検査ということで一頭につき大体六千円ぐらいだと。それで、輸送料についても国

の支援があるといふに聞いてゐるんですけども、実際の現場の話聞きますと、検査料、それから保管料、それから輸送促進費といふんですか、これは屠畜場を持つていくところと、そこから、これら死因の解明のために解剖しなきやいけないとかいうのもあるんですね。結構これも何千円と掛かるんだそうですが、そういう検査料だとか、その他いろいろあるということなんですね。そうすると、やっぱり生産者には負担掛けられないということで、やっぱりそこの分もそうすると国の助成分の差額分は都道府県が担わなければなりません。それで、これが非常に大きやならないかといふことになるところも非常に変だと、これも是非、軽減策といふことでお考えをいただきたいといふに思います。

それで、続けてちょっともう一つ。どうして北海道でなかなか進まないのかなといふふうに思つたものですから、そういうことでいろいろ聞いてみたわけですから、やつぱり進める上では体制がどうでも必要で、獣医師の確保の問題というのがあると思うんです。

それで、新たに獣医師の増員ということが必要とされているということを思うわけですけれども、北海道においても、今年の死亡牛のBSEの検査に当たつて、その確保するためにもう相当苦労したことなんですね。それで、家畜保健所も人手不足の状況が変わっていないといふことさせていただいたわけでございます。

人件費の問題が一番きついものだと思っておりますけれども、そういうようなあらゆる手段を講じて、全体として死亡牛検査が効率的に実施され

る、そういう中で、死亡牛の検査のための獣医師の確保ということについて、やっぱり農水省としても具体的な支援策というのが必要だといふふうに思つます。例えば、獣医師の大学などがある

と思うんですけども、そこを掌握もして奨励するに何らかの働き掛けをするとか、実際就職の紹介とか含めてそういうことをやられているのか

かどうか、働き掛け、この辺はどうですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 死亡牛の検査、BSEがどの程度までの広がりを見せてゐるのかと、いうことを調べ、その防疫を行つてということで非常に重要な問題と私どもも受け止めております。

一般的に行政の定員に対する風当たりは強いわけでございます、効率化ということで、常に重要な問題と私どもも受け止めております。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 死亡牛の検査、BSEがどの程度までの広がりを見せてゐるのかと、いうことを調べ、その防疫を行つてということで、常に重要な問題と私どもも受け止めております。

それで、これに対応できないということでございま

す。全国の数字で申し上げますと、十四年度に比

べて十五年度は七十五名の増員、十四年度が二千九十九名、十五年度が二千三百七十四名でございま

した。特に、今言われた先生の地元の北海道は、十四年度が百六十二名、十五年度が百七十一名、

九名の増加となつてゐるわけでございますけれども、さらに十六年度は二十五名を増加させる予定

といふことで、百九十六名にする予定だといふふうに聞いております。

実は、私どもも、全国の国立、私立の獣医学部、

獣医学科の先生を通じて死亡牛検査の重要性といふのを説いてゐるわけでございまして、できる限り畜保健衛生所の獣医師への就職といふん

とされているということを思うわけですけれども、これがなかなか進まないのかなといふふうに思つたのですから、そういうことでいろいろ聞いてみたわけですから、やつぱり進める上では体制がどうでも必要で、獣医師の確保の問題といふのがあると思うんです。

それで、新たに獣医師の増員ということが必要とされているということを思うわけですけれども、お願意をしています。そして、給与はこれ面倒見れないんですけども、地方交付税の交付対象といふことになつておりますし、そのほか家保の負担になりますソフト面は先ほど申し上げましたよ

うな事業を中心とした支援ということで、何とか獣医師の資格を持って入つてくるというのを含めて全部できるようにしていきたいといふに思つておるだけしかいないといふんですよ。

結局、毎年の獣医師の資格取得者が限られて

いる、やっぱり進まないところがどこで詰まつていて、どういうところに困つてゐるのかと

いうことを具体的に取り除いていく國としての支援というのを、対策というのを取つていただきたいといふに思つます。

○紙智子君 やつぱり進まないところがどこで詰まつていて、どういうところに困つてゐるのかと

いうことを具体的に取り除いていく國としての支

援というのを、対策というのを取つていただきたいといふに思つます。

○副大臣(太田豊秋君) 紙先生おつしやったよ

うに、大変に自分が手塩に掛けて育てた動物、この場合には牛であります。これは非常にやつぱり愛情を持ちながら育てておるわけありますから、今おつしやつたような心境、よく私も理解できます。

そういう中で、我が國といたしましても、疑似患畜の範囲の見直しにつきましては、昨年の十

一月にOIEに対しまして、範囲の見直しについては欧洲での経験に基づきまして科学的に検討するよう提案してきたところでございます。こうした中、五月十八日から二十三日までの日程でOIE総会が開催されましたが、農林水産省のBSE対策本部長であります北村副大臣が自ら総会に赴きました。科学的根拠に基づき処分する牛の範囲を縮小するように事務局長に強く訴えてきたところでございます。

今般、BSEの疑似患畜の範囲の見直しなどについて我が国の立場も考慮されたOIE基準が承認されたことは、これまでの我が国の提案が国際的に受け入れられた結果だと、こんなふうに考えておりますし、現行のOIE基準と主な変更点といたしましては、今先生がおつしやいましたように、患畜が一歳になつた以降に同居したことのある牛は対象外になったことであり、我が国これまでの発生例で、生産から出荷までの患畜が同一の農場で飼養されていた場合、同居牛のうち疑似患畜となる場合が現行基準では八割程度であつたものが、新たな基準に従えば、今先生のおつしやつたとおり二割程度に減少するというふうに考えられるものでございまして、今後、これを受けまして、農林水産省といたしましては、獣医学の専門家から成るBSEに関する技術検討会で検討をしていただくとともに、各方面からの意見も伺いながら、当該基準について十分に吟味し、我が国における疑似患畜の範囲の見直しの議論を早急に進めていきたいと、このように考えておるところでございます。

○紙智子君 分かりました。

それでは次、有機農産物の振興の問題で質問いたします。

前回の農薬取締法の改正で特定農薬という制度を作ったわけですねけれども、これは有機農業や化学生産物をできる限り、農薬をできる限り減らすために様々な技術を生み出して努力している農家や、それを支える消費者の中では大変混乱と批判を招いたわけです。これは、農政の中に有機農業の振

興あるいは化学農薬の使用を減らしていくといふ方向が明確になっていないからだと思うんです。先日成立した食品安全基本法は、農林水産業も含む食品関連業者が食品の安全性の確保について第一義的責任を有するということで規定をしているわけです。安全の確保にとって、より安全な農産物の生産を拡大していくよう國としても推進しなければならないというふうに思うんで

す。

有機農業などを本格的に育成する方向に足を踏み出すべきだと思いませんけれども、まず大臣、この点について一言お願ひします。

○國務大臣(亀井善之君) 我が国の持続的な発展を図っていくと、こういう面で環境と調和の取れた農業生産を推進していく、これは大変重要なことと、このように考えております。有機農業等の環境保全型農業に取り組む農業者、これに対しましては金融や税制上の特例措置や補助事業等によりまして積極的に支援もいたしております。また、持続農法に基づくエコファーマー、これが約二万八千人と、このように承認をいたしております。これからもいろいろの支援措置を講じて、この有機農業と、これの環境と調和の取れた有機農法、これが推進されるように努力をしてまいりたいと、こう思っています。

○紙智子君 持続型農業促進法で明記されている特例措置、これだけなんですね。それで、生産者にとって支援策といつても非常に弱い。やっぱりこれで有機農業や減農業などの取組が拡大するかというふうには思えないわけです。

それで、有機農業に関する統計は我が国は存しないそなんでけれども、二〇〇〇年センサスで、環境保全型農業の取組について調査をして

いると思うので、特に無農薬・無化学肥料に取り組んでいる農家、それから慣行農法の二分の一以下の減農薬・減化学肥料に取り組んでいる農家の数がどうなっているのか、お答えください。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 二〇〇〇年の農業センサスによりますと、まず無農薬・無化学肥料栽培に取り組んでいる農家数が約一万三千四百戸というところでございまして、販売農家数の〇・六%でございます。それから、慣行的な農法、慣行農法と比較をいたしまして、農薬・化学肥料の使用を二分の一以下に抑えているわゆる減農薬・減化学肥料栽培に取り組んでいる農家数三十一万五千戸でございまして、販売農家数に占める割合が約一三・五%でございます。

○紙智子君 今、〇・六%と一・三%ですか、一三・五%ということです。本当に少ないですわね。

それで、JASの認定に至つては、生産行程管理者、つまり農家、グループというものは千七百九件しかないです。これはやっぱり我が国の場合、環境保全型農業に取り組んでいる農家に対しての支援措置が融資とか税制上の特例措置などまったくないで、やっぱり国として強力に推進するんだと、この姿勢が示されていないことがあると思うんです。

ヨーロッパなどで直接的な支援をして有機農業を計画的に拡大を図っているのに比べますと、我が国は逆に、この有機農産物として出荷しようというふうに思うと、有機JASに認定してもらうために高額の認定費用が必要になつてくる。これではやっぱり国内の有機農業や環境保全型農業の生産、拡大していかないというふうに思うんですね。

それで、お聞きしますけれども、この有機農産物の認定制度に基づいて国内で格付された農産物の量と外國で格付されて輸入されてくる農産物の量というのはどういうふうになつてているでしょうか。

○政府参考人(西藤久三君) 私ども、JASの世界で有機JASの認定制度を行つてきているわけ

でございますが、先ほど先生、生産行程管理者とかいうことでございましたが、その参加の農家の数を整理してみますと、今年の五月十六日現在で国内で約四千三百戸の状況、外国で二千三百戸の農家が有機JASの認定を受けています。

そういう中で、お尋ねの生産量はどういう状況かということでございます。私ども、制度の枠組みの中で翌年の九月末までに報告をいたぐりという形で整理をさせていただいておりまして、現在、平成十三年、そういう点では先ほどのセンサスに近いところでございますが、平成十三年度の有機農産物として格付された数量、国内で見ますと約三万四千トン、内訳的には過半が野菜でございまして、約二万トンが野菜、お米で八千トン程度が格付されている状況にございます。

他方、外国では、数量ベースで十五万五千トン程度ということで、特に大豆がその中の四割程度を占めまして、六万トン強が大豆、野菜で二万六千トン程度という状況にございます。

○紙智子君 有機JASの認証がされて、有機と示されている農産物、輸入が国内で生産されたものの約五倍になつていますね。生鮮野菜でも国内で約二万トンに対して、輸入でいいますと二万六千トンと上回っている。

有機認証制度を作る際に、この我が国の認証基準が、高温多湿等の気象条件など、この条件に見合つた基準や推進方向を示すのではなくて、国際基準に準拠して設定をすると。それから、各国が実施しているような助成制度もない今までこの認証を表示だけスタートさせたということになる

と、これはやっぱり国内の有機農業を拡大するところにはならず、輸入の拡大を招くんじゃないかというふうに元々懸念の声が上がつてたんですねけれども、そのとおりになつていてることじゃないんでしようか。この状況に対する認識、ちょっと大臣伺いたいと思います。

○國務大臣(亀井善之君) EU諸国を始め、有機農法あるいは粗放的な畜産等に対する環境直接支

払、こういうことにつきましては承知をいたしております。

今お話しのような状況と、そういう中で中山間地域の条件不利地域を対象とした直接支払の制度の実施状況もこれまた考へる必要があると思いますし、いろいろこれから諸外国の施策の動向等々とも加味し、検討をいたす必要はあるんではなかろうかと、こう思います。

○紙智子君 諸外国の例も参考にということもお話をありましたけれども、この環境保全型農業で稻作、野菜とも、十アール当たりの所得でいいますと、慣行農法よりも上回っているんですけれども、労働時間も上回っていると。作付規模が小さくなつて、稻作でいえば労働時間一時間当たり所得で千六百六十円、慣行農法に比べると五・六%低くなつていて。JASの基準どおりにこの有機農業に移行するためには、その間の減収をやつぱり生産者自身が負わなければならぬといふことがあるわけで、現場では、この有機農産物で差別化しても不況の中で消費が伸びないという話も聞いているわけです。

それで、我が国と同じ条件と、高温多湿で同じモンスーン地帯にある韓国、ここでは環境農業への取組を自國の農業の存続を懸けた国家戦略といふことで位置付けて、気候風土等自然条件に対応して現実的に実現していくことを、有機栽培のレベルに段階的に近づけていくと。そのため九九年から、この有機農業転換期間中には、有機農産物とそれから無農薬農産物、それから減農薬農産物、こういう栽培を取り組んでいる農家には環境農業実施に伴う所得減少分について直接支払によつて補てんをするというふうなことをやつてゐるわけです。この取組は私は我が国としても非常に参考になるというふうに思ひます。

我が国でも国土や自然条件に見合つた生産者の取組は蓄積されているわけですね。すごく努力がされているわけですから、法的な整備やつぱりこの助成制度について後れを取つてないとい

うことで、生産者に対する直接的な助成をするといふことが、この後、有機農業や減農薬・減化学肥料による生産拡大につながるんじやないかといふふうに思ひます。

韓国もそうですけれども、欧洲でもイギリスやスイスやアメリカなんか見ても、やつぱりポイントになるのは直接的な支援といいますか、補償が行われているということでは、是非これを進めたいただきたいというふうに思ひますけれども、どうでしようか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 環境に直接支払をしている例、今、先生がおつしやられましたEUとか韓国とかやつてあるわけでございます。私ももとの問題は真剣に取り組まなければいけない問題だというふうに思つていて。

ただ、いろいろな課題がございまして、技術的課題一つ取りましても、作物によつて肥料だとか農薬の難易度あるわけでございます。例えば先生の地元の北海道でも、麦とかジャガイモとかタマネギはもう絶対に防除が必要なわけでございます。

そういうような公平感とか、いろいろありますので、そういう問題を解決しながら取り組んでいかたいというふうに思つております。

○紙智子君 時間が参りました。

それで、国内でも宮崎県の綾町といふんでしょ

うか、価格補償制度を七四年に導入して、野菜に保証価格を設定して、下回った場合は町が補てんして、六年間実施されて、制度をやめることには思ひませんけれども、それがございまして、そんなことはよもやないと思うんですけれども。

今回は、大臣にはいつもお聞きして、恐らくそこの綾町の有機農業が認められた結果、この補償制度が必要なくなつたという状況になつたわけですよ。

ですから、やつぱり国としてそういうことを全面的に進めていくと、これは力を入れていらざります。ただいたいということを最後に申し上げまして、質問を終わります。

○岩本荘太君 国会改革連絡会の岩本荘太でござります。

長時間の御議論、大変御苦労さまでござります。

私も何点か質問させていただきますが、何か最初は自民党的先生の御配慮で大分早く進んでいたのがまた元に戻つたような格好がございませんけれども、私も簡潔に、できるだけ簡潔に質問させていただきたいと思います。

この食品安全については前回から質疑を始めたわけですが、私、前回は林野二法の関係で時間が使われまして、そこまで入り込めなかつた面がありますが、今回も、最初に一つだけ、ちょっとこの法律そのものとは直接に関係ないですか、質問させていただきたいんですが。

私、前から申し上げておりますけれども、いわゆる食料の自給率の向上というのが農業の問題の根源ではないかといふような認識を持っておりますが、したがつて、その食料の自給率をどうするかということを一番最初の目的から、前の大島大臣のときから質問させていただきたわけですが、

私がこの問題は真剣に取り組まなければいけない問題だといふふうに思つていて。

ただ、いろいろな課題がございまして、技術的課題一つ取りましても、作物によつて肥料だとか農薬の難易度あるわけでございます。例えば先生の地元の北海道でも、麦とかジャガイモとかタマネギはもう絶対に防除が必要なわけでございます。

そういうような公平感とか、いろいろありますので、そういう問題を解決しながら取り組んでいかたいというふうに思つております。

○紙智子君 時間が参りました。

それで、国内でも宮崎県の綾町といふんでしょ

うか、価格補償制度を七四年に導入して、野菜に保証価格を設定して、下回った場合は町が補てんして、六年間実施されて、制度をやめることには思ひませんけれども、それがございまして、そんなことはよもやないと思うんですけれども。

今回は、大臣にはいつもお聞きして、恐らくそこの綾町の有機農業が認められた結果、この補償制度が必要なくなつたという状況になつたわけですよ。

ですから、やつぱり国としてそういうことを全面的に進めていくと、これは力を入れていらざります。ただいたいということを最後に申し上げまして、質問を終わります。

○岩本荘太君 須賀田局長、ひとつ御見解をお伺いします。

長時間の御議論、大変御苦労さまでござります。

○政府参考人(西藤久三君) 自給率問題、先生から度々御指摘をいただいているわけでございます。あるあればいたしませんけれども、いろんな環境の中での私たちの食料自給率、カロリー・ベースで見て四〇%という状況の中での向上を図つて取り組んでいるわけでございますが、正にそういう中で食料自給率の向上を図るということは、中長期的にいろんな問題を抱える中で、食料の安定供給に全力を期していくことが基本的でございまして、正に自給率の向上を図ることが我が国の食料供給力の向上につながると。

先生は安全保障という言い方をされました。国の中における、私どもも経験してきておりましたが、不作あるいは国際紛争による農産物輸入の減少等、正に不測の事態が生じた場合においても、国民が最低限必要とする食料の供給確保につながるものだというふうに思つております。

私ども、食料・農業・農村基本法の中でもそういう考え方を整理させております。しかし、私どもも正にそういう不測時にどういう対応をしていくかということで、そういうマニュアルを作り、対応を準備をいたしてきているという状況にござります。

○岩本荘太君 須賀田局長、ひとつ御見解をお伺いします。

私は、先生の言われる食料安全保障、これはもういざというときに国民全体に必要最小限のカロリーを供給することだらうというふうに思うわけです。

そのためには、やはり人、技術、基盤は確保していかなくてはいけない。急に大豆作れ、日ごろ作つてないのに小麦作れといつてもそれできかないわけですから、平時からそういうだけ低コストでそういう必要なものを作る技術、人、農地を保全していかないといけないというのが安全保障、そのためにはやはり食料自給率

というものの向上を目指しておく必要があるうと
いうふうに思つております。

○岩本莊太君 どうも何かかみ合わないんですね。
私は、別に農林省がどうこう言つてあるんじゃ
ないんですよ。要するに、食料安全保障といふこ
とであれば、農林省だけの問題でないでしよう

ということを言いたいんですよ、国民全体の問題で
しよう。そういう国民全体のコンセンサスがあ
ればこそ、例えばWTOに行つたときにしっかりと
と国民の力をバックアップにしてできるでしよう
と。そういうコンセンサスを得るために考え方を
しっかりとしなきやいかぬということを私は申
し上げたいので、これをあえて言つているんです
よ。

だから、要するに、確かにこういう問題は付隨
的に、付隨的といいますか、農業をどうするかと
いうことも大事かもしれないけれども、根本は
何か、日本で農業は大事だ大事だと言つてあるの
は何かと。これは食料の安全保障で、農業をやつ
ていないう人もやつてある人も、皆さんの問題です
よと、こういう認識をさせなきやいけないでしょ
うということを私は申し上げているんです。

その一つの裏には私は、前回のウルグアイ・
ラウンドのときに一度だけ、前にお話したこと
がありますけれども、一度だけ行つたことがあります。
しかし、日本の場合は、例えば農業関係と
工業関係と主張が食い違うわけですね。アメリカ
は食い違つてないわけです。ほかのところは
食い違つてないわけですよ。そういう状況だつ
たら、幾ら強いことを言つても駄目ですよと。今
回、なに、農業が多面的機能があるとか、農業部
内だけでやつていても駄目ですよと。多面的機能
あるんなら、これはそういうことを国民全体とし
ての認識でないと力になりませんよということの
意味から、私は、食料安全保障というのを、大臣の御発言は單刀直入で立派だつたと、こう
思つておりますし、そこからそういうスタートを
しつかりさせなければ議論ができないと思ひます

ので、これは申し上げておるんです。
これは、この点につきましてはいろいろ御意見
あるでしようけれども、また私も決算委員会等ご
ざいますので、またそういうときにもう少し突つ
込んでいろいろとまた議論させていただきたいん
ですけれども。

で、したがいまして、今回はこの食料の安全、安心
について、法案に関係することについて御質問さ
せていただきたいと思います。

法案の中身そのものは具体的に私よく分かりま
せん。これはそれ専門部局である農林省がやら
れるんですから、よもや中身の個々については
怠りがないと思うのですが、私は、こういう法案
を作つた前提というのは、いわゆる、度々出でき
ますけれども、食料の安全、安心という物の考え
方です。

その食料の安全、安心ということが、例えば今
まで農林省に任せておいたら安全だつた、食品会
社に任せておけば安全だつたというその神話的な
ものが全部崩れたわけですよね。国民、消費者は
信用していないわけです。だから、ここで、農水
省にしろ、そういう食品産業者にしても、名譽を
挽回しなくちゃいかぬ。名譽を挽回するには、や
はり消費者と同じ立場に立つて、同じように判断
して、消費者も、ああ、やっぱり立派なことをやつ
ているということにならなきや判断できないと思
うんですね。

それからもう一つ、したがつて消費者の心配を
どう解していくか。リスクコミュニケーション
といふんですか、いわゆる今回の法案にしても、
いろんな当事者、研究者あるいは消費者、いろ
んなところから危ないんじゃないかということを
農林省が受け止めて、それで一つのコミュニケーシ
ョンを作しながら法案を作つたと思うんですね。
だから、そういう面ではやり方としては結構だと
思うんですけども。

さて、この法案が、じゃ、どういうふうにこれ
から動いていくか、どういうふうに消費者なり生
産者なり末端の人々に公開して周知せしめてやつて
併せていろいろ進めていくわけでありまして、そ
のことは更に省を挙げていろいろやつていく
決意でありますし、また食品安全局と、こういう
組織を作るわけでありまして、そういう中に消費
者情報官と、こういうのも一人置きまして、そし
てその下に、そして今度、食品安全局、地方含め
て、本省、地方、「消費・安全局」と呼ぶ者あり
消费・安全局、消費・安全局を作り、本省、地方、
分かることですが、具体的な問題として、例えばこ
ういう法律が成立した場合、BSEとか、今回の

いくかと。その辺についてはどんなふうにお考え
でしようか。これは生産局長かな。

○國務大臣(龜井善之君) このリスクコミュニケーション
シヨン、それと同時に、食の安心、安全と私は食
料の安全保障と、こういう問題は十分入つておる
ことありますし、そのような理解を国民からや
はり受けなければならないんではなかろうかと。

今朝も実は経済界の皆さん方に、食料の自給率
のことにつきまして、とかく私ども行政の関係
者はそういうことを常に、四〇%、これを四五%
にしなければならないと、こういう意識を持つて
おります。しかし、現実に、私もいろいろな方に
就任いたしましてお目に掛かっている中で、意外
にその食料の自給率のことにつきましては御理解
をいただいていないところが目に付くわけであり
まして、是非これは省を挙げて努力をしなければ
ならないし、実は今日もその資料を比較的充明に
ござらんになって御質問された方もあつたわけであ
ります。そういうようなことから、是非いろいろ
なことを進めていきたいと。

特に、この食の安心、安全と、今回のリスクコ
ミュニケーションにつきましては、やはり消費者
に何といつても行政が正確な情報を伝達しなけれ
ばならないわけでありますし、また、消費者の皆
さんは、それでいて食料を、ただ単に食料競争をした
くとも、食料自給率を上げるというは並大抵なこ
とでないと思うんですね。要するに、白紙の状
態でやるんじゃないですか。今、WTOという
その枠の中で、下手なことをやれば赤信号がつく
わけであります。そういう中でどうやるかというの
は、それでいて食料を、ただ単に食料競争をした
くとも、価格が安い品質がいいかじやないと勝てな
いわけですね。価格なんというの勝つわけが
ないですよ、今の状況で。アメリカの生産性の高
い農業、それから労賃の安い中国の農業、発展途
上国の農業と比べたら。

そういう中でどういうことをやるか、何がある
かというと、私なりに考えますと、やっぱり質と
いうか、質の一種としてこの安全、その安全も余
りこれを国ベースで安全、安全と言うと、これも
またWTOに引っ掛かるかもしらぬ、保護政策と
して。だから、じゃ、どうするかというと、一番
いいのは情報公開して消費者を選択してもらう。
消費者がそれがいいんだと言えば、もうしようが
ないといりますか、そういう意味で、この安全、
安心性ということを消費者にできるだけ情報公開
してもらいたいというの私が、私は、自給率向上と
つながつた一つの流れでありまして、そういう視
点でこれを眺めさせていただいているわけです。

それで、具体的に、今のお話で基本的にお考え

組織は別として、個別識別とか、そういうものは結構なんですけれども、いわゆる肥料とか農薬とか飼料とか、そういうものの規定を今度の法律入っていますわね、この三と四ですか。こういうやつ、これで知らしめるというのは、今、大臣は基本的なお考えですかとも、具体的にどんなふうにこういう法律というのを普及させていくか。あるいは、それから後、生産者なり関係者からの情報を受け入れるのか、リスクコミュニケーションといふのはどういうふうに考えておられるのか。これは生産局長ですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 昨年、農薬取締法、無登録農薬問題が起りまして、農薬取締法を急いで改正した際に、その施行をめぐりまして、我々としては周知徹底したつもりだったんですけどれども、今なおその特定農薬問題でございますとか農薬取締法の使用基準の問題でございますとか、マイナー作物にどうなるのかという物すごく問い合わせが多くなったわけでございます。その経験にかんがみれば、今回の農薬、肥料、飼料の改正については特に難しい点がござりますし、規制を強化しておるわけでございます。

全国に關係農家が非常なすそ野の広がりを見せておるわけでございまして、通常のリスクコミュニケーション、ホームページとかパンフレットを配布して知らしめるぐらいでは末端まで周知徹底しないだろうということで、農業団体を通じた系統、行政を通じた系統、あとあらゆる機会を設けまして地方で懇談会を繰り返すということ、もちろんパンフレットの配布等もやりますけれども、特に入念にやつていきたいというふうに考えております。

○岩本在太君 まだ具体的なお考えはないようでございますが、私も、これはいい方法等現場で分かりましたら是非提言させてもらいたいと思うんですけれども、その辺がやっぱりあれなんですね。私なんかの個人的な考えでは、例えばBSEにしましても、肉骨粉についての情報が生産者にもう少し下りていれば起ころなかつたんじゃないかな

などという私は思っているんですね。生産者はやっぱり自分で作っていますからね。そういう面の気遣いというのは相当あるんですよ。だから、生産者に、中間でなくて、中間も大事かもしらぬですけれども、生産者にいかにうまく下りていくかとお考えですかとも、具体的にどんなふうにこういうその方法が一番私は大事だと思います。ましてや、畜産なんかをやっている人なんというのは自分の子供と一緒にあります。そういう人たちが自分が飼っている家畜にしろ、危ないものをやるわけないんですよね。その辺の感覚的なものを酌み取って、よろしく指導をしていただきたいと思つております。

それと、ちょっとがらつと変わるんですが、こ

ういう問題は、これから、あるいはいわゆるリスクコミュニケーションとかトレーサビリティーに関係して重要な考え方になるかどうか分からぬですが、例えば牛の場合なんか、銘柄牛ありますよね、松阪とか神戸とか。これは、私の知つている限りでは、生まれたときから生産するまでそこで育てなきやいかぬということではないと思うんであります。ある一定の基準があつてのものだと思うんですけども、その辺の基準といいますか、これは最近、貝類なんかも韓国から持ってきて日本でやつたのがどこのものかというふうなあれもありますし、人間だつて、そういうえば日本人が生まれてブラジルなんかへ行つたら十八歳ぐらいまで

もちろん、これは人が勝手に銘柄名を使用いたしますと、不当景品表示法だと不正競争防止法だと、こういうものの処罰の対象になるわけでございますけれども、これ、かつて消費者の方々から、あの銘柄牛本當か、ちゃんととした指針を作るべきではないかという御批判をいただきまして、平成二年に中央畜産会、中央団体がガイドラインを作りまして、ちゃんと主体を置けとか、規約を設けるとか、そういうガイドラインを基にそれをの自主的団体が銘柄牛の確立の指導をしているということになつております。

この現在御審議していただいておりますトレーサビリティー、これによって流通経路が追つ掛けられるわけでございますので、銘柄牛表示の偽装防止にも役立つということになろうかと思つております。

○岩本在太君 分かりました。私、それ今聞こうと思つたんですけども、トレーサビリティーによつて消えちゃうわけですね。それで、本当にそこから生産した、そこから出荷したものがどうなるかかはまた話が別だと分かりました。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 松阪牛、先生の地元でいくと能登牛というんでしようか、こういう牛の場合の銘柄というか、そういうものの付け方についてちょっと教えていただきたいと思います。

○政府参考人(西藤久三君) 先生ありましたよう

う銘柄主体がちゃんと認定するということ。要件としては、松阪の場合ですけれども、自主的に決めているんですけども、黒毛和種の雌に限つておる。それから屠畜場も限定しております、二か所、松阪食肉公社と東京食肉市場、そこで屠畜したものじゃないと駄目だと。しかも格付けがA5かB5だと。しかも肥育地域は二十二市町村、こういう要件を課して銘柄牛の限定をしていくわけございます。

もちろん、これは人が勝手に銘柄名を使用いたしますと、不当景品表示法だと不正競争防止法だと、こういうものの処罰の対象になるわけでございますけれども、これ、かつて消費者の方々から、あの銘柄牛本當か、ちゃんととした指針を作るべきではないかという御批判をいただきまして、平成二年に中央畜産会、中央団体がガイドラインを作りまして、ちゃんと主体を置けとか、規約を設けるとか、そういうガイドラインを基にそれをの自主的団体が銘柄牛の確立の指導をしているということになつております。

この現在御審議していただいておりますトレーサビリティー、これによって流通経路が追つ掛けられるわけでございますので、銘柄牛表示の偽装防止にも役立つということになろうかと思つております。

○岩本在太君 分かりました。私、それ今聞こう

と思つたんですけども、トレーサビリティーによつて消えちゃうわけですね。それで、本当にそこから生産した、そこから出荷したものがどうなるかかはまた話が別だと分かりました。

○政府参考人(西藤久三君) 先生ありましたよう

に、トレーサビリティーシステム自体、私ども、安全、安心という観点で、消費者への情報提供と

いうことと、万が一事故のときの対応を迅速に対応できていく、効率的に迅速に対応できるという

趣旨で考へておられるわけでございますが、品目をどうするかというところで、私ども現在実証的に取り組んでおりますのは生鮮食料品、それとお

米も含む生鮮食料品。しかし、これ一口でお米も含む生鮮食料品と申しましても、先生御案内のとおり品目によつてもう区々でございます。

そういう状況の中で、昨年、かなり実証的な整理もさせていただきました。そういうものをこういう手引という形で整理をしながら情報提供をしていき、そういう中で自主的な取組という形で考えております。そのほか、加工食品、これもまた千差万別、大変です。それもどういう形で取りあえず取り組むかという実証的な取組を十五年度、取り組んでいきたいと思っております。

外食につきましては、これは外食分野、食生活の変化の中で外食の分野は非常に大きくなつてきているわけでございますが、一律に外食という状況のときに、まあ私どもも体験しているわけですが、ファミリーレストランの状況一つ聞きましても、例えば一つのお店でメニューがどのくらいあるかというと、百前後大体あると。そのメニューも、例えは年四回程度変更するのが、まあもちろん変わらないメニューもあるわけですから、といふ状況があります。そういう実態、非常に日々ですが、やはりそれぞれの要望に応じて事業者がどういうふうに対応していくかというものが、やっぱり共通の課題なんだろうと思つています。そういう点で、我々、いろいろ取り組んでいるものの情報を提供して、取り組みやすいような、取組に当たつての一部支援をしながら取り組んでいきたいと。そういう点で、どこまでだという限定はせず、できるところからやつていつたらいんじやないかということで、それこそ情報を提供しながら取り組んでいる実態にございます。

○岩本在太君 ありがとうございました。

今のお話ですと、相当長くこちらもフォローしないかいかぬなという感じがいたしますので、今日はこのぐらいにしてやめておきますけれども、またひとつよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○中村敦夫君 先日の農水委員会の視察で四か所回りまして、大変勉強になりました。私にとって特に印象に残つたのはクローリン牛の育成現場という場所なんですね。やはり見ると聞くでは大違いで、現場に立つと様々な疑問とか想像というの

理もさせていただきました。そういうものをこういう手引という形で整理をしながら情報提供をしていき、そういう中で自主的な取組という形で考えております。そのほか、加工食品、これもまた千差万別、大変です。それもどういう形で取りあえず取り組むかという実証的な取組を十五年度、取り組んでいきたいと思っております。

外食につきましては、これは外食分野、食生活の変化の中で外食の分野は非常に大きくなつてきているわけでございますが、一律に外食という状況のときに、まあ私どもも体験しているわけですが、ファミリーレストランの状況一つ聞きましても、例えは一つのお店でメニューがどのくらいあるかというと、百前後大体あると。そのメニューも、例えは年四回程度変更するのが、まあもちろん変わらないメニューもあるわけですから、といふ状況があります。そういう実態、非常に日々ですが、やはりそれぞれの要望に応じて事業者がどういうふうに対応していくかというものが、やっぱり共通の課題なんだろうと思つています。そういう点で、我々、いろいろ取り組んでいるものの情報を提供して、取り組みやすいような、取組に当たつての一部支援をしながら取り組んでいきたいと。そういう点で、どこまでだという限

定はせず、できるところからやつていつたらいんじやないかという感じがいたしますので、今はまだひとつよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○中村敦夫君 先日の農水委員会の視察で四か所回りまして、大変勉強になりました。私にとって特に印象に残つたのはクローリン牛の育成現場という場所なんですね。やはり見ると聞くでは大違いで、現場に立つと様々な疑問とか想像というの

わいてくるわけですけれども、本当に驚いたのは、四頭一組、六頭一組のクローリン牛の非常に精緻な外的類似性なんですね。肉も部位まで非常に同質であるという話を聞いてびっくりしました。しかし、私が直感的に恐れを抱いたのは、これはもう牛ができるのですから、人間にも当然のことながら技術的にはもう可能だから、無制限に何でもたと。世界的合意でそういうことはしないということになつてますけれども、それは何の保証もないような話だと思います。こんなことをやつたら、麻原彰晃が十人も出てきたらこれどうするのかと。もちろん人間の性格、思考、行動様式というのは後天的なものだといいますけれども、同じ環境で同じことをマインドコントロールすればかなり同質の人間というのは複数できるわけですね。

利便性というのを考えたら、私だって忙しいですから、あと三人ぐらい欲しい。質問に立つ前まではここにだれかもう一人の人に座つていても、うつたら楽だとか、いろいろありますよ。しかし、そういう考えでどんどん行つていのかどうかといふことは大変な問題だと思うんですね。これは、効率性とか生産性とか経済性とかと考えていけば、そういう発想はどんどん合理的じやないかといふふうに進んでしまうという恐ろしさがありますね。

人間も生態系の一部にしかすぎませんから、生き残るために自然に働き掛けて何とか工夫するということは必要だと思いますけれども、物には限度があるのではないかと。要するに、本来、人間にもほどほどという重要な本能というものは実際あるんだと。しかし、そういうものを超えて生産性だとうところへ突つ走つていくということになると、逆に非常に大きな危険というものが我々を待つてゐるんじやないかなという、そういう感想を私は持つたんですね。クローリン牛にしても、わざわざこれまでしてこの種の特定の肉を食わなきゃ人間幸せになれないのかどうかという本質的な疑問を感じたわけです。

質問に入る前に重要な問題提起をしたいと思うんですよ。四月十一日に、体細胞クローリン牛の食品としての安全性を検討していた厚生労働省の研究班、ここが、体細胞クローリン牛特有の要因によつて食品としての安全性が損なわれることは考え方といふことの報告書を作つてしまつたんですね。状況から考えてみても、そんなにはつきり結論を出すのはちょっと早過ぎるんじゃないかというふうに感じますが、しかし報道によりますと、厚生労働省はこの報告書の内容を新設した食品安全委員会へ諮問する方針だということなんですね。どんどん進んでいくわけですよ。

しかし、これ、そもそもクローリン牛の開発を始めたのは農林水産省だし、その流れの中で、食品

をやつてしまつうということを、社会で全部それをやつしていくと非常に効率性が上がるという、非常にプラットフォームでそれとも怖い話ですね。

正に彼が一九三〇年代に予想していたような事柄がある程度、今、現実化してきているという時代に入ったと思うんですね。しかしながら、科学技術的にはもう可能なんだから、無制限に何でもやつてもよいというふうに進んでいいのかどうかという疑問がありますよね。BSEの発生なんて正にそうなんですよ、あれは、牛に牛の肉を食わせるというような話から始まってきて、やつていいことになつてますけれども、それは何の保証もないような話だと思います。こんなことをやつたら、麻原彰晃が十人も出てきたらこれどうするのかと。もちろん人間の性格、思考、行動様式というのは後天的なものだといいますけれども、同じ環境で同じことをマインドコントロールすればかなり同質の人間というのは複数できるわけですね。

利便性というのを考えたら、私だって忙しいですから、あと三人ぐらい欲しい。質問に立つ前まではここにだれかもう一人の人に座つていても、うつたら楽だとか、いろいろありますよ。しかし、そういう考えでどんどん行つていのかどうかといふことは大変な問題だと思うんですね。これは、効率性とか生産性とか経済性とかと考えていけば、そういう発想はどんどん合理的じやないかといふふうに進んでしまうという恐ろしさがありますね。

人間も生態系の一部にしかすぎませんから、生き残るために自然に働き掛けて何とか工夫するということは必要だと思いますけれども、物には限度があるのではないかと。要するに、本来、人間にもほどほどという重要な本能というものは実際あるんだと。しかし、そういうものを超えて生産性だとうところへ突つ走つていくということになると、逆に非常に大きな危険というものが我々を待つてゐるんじやないかなという、そういう感想を私は持つたんですね。クローリン牛にしても、わざわざこれまでしてこの種の特定の肉を食わなきゃ人間幸せになれないのかどうかという本質的な疑問を感じたわけです。

これまで農水省が体細胞クローリン牛のために投じてきた研究開発費の累計の総額というのはどうなりますか。簡単にお答えください。

○政府参考人(石原一郎君) 体細胞クローリン牛の研究開発につきましては平成九年からやつております。平成九年から十四年度まで、技術の内容としては体細胞クローリン技術の作出の開発、一方で、不安要因の解消という研究でございます。

九年から十四年度まで、これららの研究に合わせまして十四億二千万円となつております。

○中村敦夫君 かなりのお金が掛かっていますね。しかし、今、体細胞クローリン牛の商品化ということに関しましては、依然多くの問題が残つています。中でも最も大きな問題というのは、まともに生まれてこない、まともに育たないというこの点なんですよ。クローリン胚が着床、出産にござつてけるケースというのは非常にまれなんですよ、今。

例えば、体細胞クローリン羊というのがありますね、ドリーといふことですけれども、あれ、実際に使われた二百七十七個のクローリン胚の中からやつと一頭だけしかできなかつたという。非常に難しいんですね、これ。

体細胞クローリン牛にしても、やつと出産にござつたものの、中には非常に異常が多いと。厚生労働省の発表によりますと、去年の十二月まで誕生した体細胞クローリン牛というのは三百三十四頭

の安全性を検討しているのは厚生省なわけで、この二省で一つの流れを作つてしまつたその方針といふことは他省庁の結論を追認するだけの形式的な追認機関になりかねない、もはやそういう危惧が出てきたと、このことを強く警告しておきたいんです。

ところで、今日は、体細胞クローリン牛開発の目的と整合性について若干お聞きしたいと思いますが、最初は農林水産技術会議事務局長にお願いいたします。

これまで農水省が体細胞クローリン牛のために投じてきた研究開発費の累計の総額というのはどうなりますか。簡単にお答えください。

○政府参考人(石原一郎君) 体細胞クローリン牛の研究開発につきましては平成九年からやつております。平成九年から十四年度まで、技術の内容としては体細胞クローリン技術の作出の開発、一方で、不安要因の解消という研究でございます。

九年から十四年度まで、これららの研究に合わせまして十四億二千万円となつております。

○中村敦夫君 かなりのお金が掛かっていますね。しかし、今、体細胞クローリン牛の商品化ということに関しましては、依然多くの問題が残つています。中でも最も大きな問題というのは、まともに生まれてこない、まともに育たないというこの点なんですよ。クローリン胚が着床、出産にござつてけるケースというのは非常にまれなんですよ、今。

例えば、体細胞クローリン羊というのがありますね、ドリーといふことですけれども、あれ、実際に使われた二百七十七個のクローリン胚の中からやつと一頭だけしかできなかつたという。非常に難しいんですね、これ。

体細胞クローリン牛にしても、やつと出産にござつたものの、中には非常に異常が多いと。厚生労働省の発表によりますと、去年の十二月まで誕生した体細胞クローリン牛というのは三百三十四頭

いるわけですね。そのうち、流産、死産が五十五頭、生後すぐに死んでしまったのが四十七頭、病死が五十九頭、その他の死で亡くなつたのが二十頭ということになつていていますね。結局残つた、研究機関で育成できた頭数というのは百四十四頭ということであつて、これ生存率四三%。苦労に苦労を重ねて四三%しか生きなかつたことになる。別にしゃれではありますけれどもね。

そこで、生産局長にお聞きしますが、ここまで体細胞クローニング牛の成功率が低いということから考えて、商品として販売するには余りにもコストが高く付くし、また実用的ではないんじゃないかと思うんですね。現時点では、体細胞クローニング牛は生産者や畜産業界にとって商品化するだけの経済的メリットがないんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) これ、正に先生おっしゃられたように、科学性という問題と、安心、不安の問題と、両方あるうかと思うんです。

やっぱり技術的に見ますと、体細胞クローニング技術は、遺伝子に操作を加えるものじゃなくて、遺伝的に同じような家畜を多数生産する、言わば一卵性の双子、三つ子といったものを人工的に作る、植物でいえば挿し木に当たるものでございます。だから、肉質が良くて飼料効率に優れた牛を、同じようない形質持つたのを作るというための技術だつたわけでござります。

そういう意味では、技術的に見れば生産性の向上とか品質の向上に役立つのかなというふうに思われるわけでござりますけれども、そういうことを実用化して肉とか乳が商品として流通する、確かに先生言われたように、これ死産とかそういうものが多くて、果たして本当に安全なのかという問題がありまして、科学的に安全性を念を入れて確認する必要がある、ということで食品安全委員会にかけたいということを言つてゐるわけでござりますけれども、科学的に安全性が確認された上でも、更にやはりリスクコミュニケーション、業界などから消費者の方々がどう思うかということを

慎重に検討しないといけない問題だらうというふうに思つております。

現時点ではまだその不安がなくなるといったような問題ではないんではないかというふうに思つておりますし、まだその商品化の経済的メリットとかいうのを検討する段階ではないといふうに思つております。

○中村敦夫君 しかし、これ、趣味でこれやってもしようがないわけでしよう。やっぱり商品化といふことが前提になつているからこそやっておるんではないんですか。それじゃなければ、何でこんな莫大な研究開発費を使うのか。

それで、やっぱり食肉として流通させようとするとその方針立てたわけでしよう。すると、矛盾しているじゃないですか、今のお答えだと。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 今、実用化に向けての研究の段階での評価を申し上げたわけでございます。試験研究機関で多額の経費を掛け、人材を投入してこの問題やつているわけでございまます。今、まだ完全に科学的に安全かどうかといふのも確認をされていないような段階にあるといふことを申し上げたわけでございますが。

○中村敦夫君 生育にこぎ着けた体細胞クローニング牛が今約百四十頭います。これ、えさ代とか維持費など、総経費として、一頭、一ヶ月で幾らぐらいい掛かるんですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) これ、試験研究機関でやつておりますもんですから、えさ代、飼料費などはまあ普通の牛と同じだろうというふうに思つておりますが、研究機関の人材を投入しておられますんで、労働費は相当割高にならうかというふうに思つています。

実はこれ、実際の経費は研究機関が多数にわたりますんで、劳働費は相当割高にならうかといふふうに思つてますね。ただ、酪農では一月当たり搾乳牛一頭で四万七千円掛かりますし、肉用牛だと、肥育で約一万六千円掛かるわけでござりますけれども、この体細胞クローニング牛は、物販費といふんでしょうが、えさ代等は通常の牛と変わらないですけれども、労

働費が相当高く掛かっているといふうに思つております。しかし、これは本当の理由は、畜産農家のための新技術の実用化ということじゃなく、開発した体細胞クローニング牛を飼い続けるためのえさ代と維持費というのが非常にかさむんで、予算が足りないから売っちまえという、そういう考え方というのがあるということなんですね。

ですから、基本的には各地の研究機関から、何とかしてくれ、早く流通解禁してくれという要望が来ているんじゃないですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) まだ研究の段階でございまして、そういうような要望私は受け取つております。

○中村敦夫君 まあ、そういう答えでしようけれどもね。実際の本音、というのはそういうところがあるということを私は知つてゐるんですけど、それで、そうであるとすると、こんな重大な問題をこのちっぽけな予算事情で決めてしまつて、その方向へ何かなし崩的に持つていくということは、とんでもない話だというふうに思いますよ。

そして、安全性という観点からしても、もっともつと慎重なテストが必要な段階だと思うんですね。

本来は実験動物なんですから、途中で食つてしまつたらしようがないでしよう、これ。やっぱりこれは最後に死ぬまでちゃんと観察してなければ、これは実験ということになりません。

そればかりじゃないんですよ。要するに、子供を増やして、二代目、三代目ぐらいまで繁殖実験を繰り返すというのが、これは本当の科学的な検証なんですね。日本では体細胞クローニング牛が生まれてから五年しかたっていないわけですね。まだ二代目、三代目というのはどうなるか不明な

わけです。

そこで、農林水産省技術会議事務局長にお聞きしますけれども、この安全性の徹底追求のために、体細胞クローニング牛について二代目、三代目という世代まで調査研究を行うべきじゃないかと思うんですけれども、そういう姿勢はあるんでしょ

うか。

○政府参考人(石原一郎君) 体細胞クローニング牛の作出技術についてございます。先生も御指摘の通り、死産率が高いといったようなこともいろいろございます。そういう意味では、そもそも生命の発生機構には元々未知の部分がまだ多くあります。また、その死産率が高いといったこともござります。そういう意味で、今後更に体細胞クローニング技術の確立を図つていく上では解決すべき課題があると思っております。

また、その体細胞クローニング技術というのは大変新しい技術でございます。したがいまして、まず作出された体細胞のクローニング牛に繁殖能力があるかどうかということ、あるいは繁殖能力があるとして、そのあつた、その繁殖能力をもつてできた子供、要するに体細胞クローニング牛が雌であれば雌が産んだ子供、あるいは体細胞クローニング牛が雄であれば、その雄の精子を使ってできた子供、いわゆる二代目でございます。その二代目の発育状況あるいは肉質等についてははどういうものであるかということについては現在も調べておるところでございます。

ただいまのところ、現在のところでは、そういう体細胞クローニング牛の後代について、そういう調べ、調査をやつておりますけれども、特に異常が見られたというような報告はございません。

ただし、何分にもまだ今後解決すべき課題もある技術でございます。今後とも、体細胞のクローニング牛につきましては、おつしやられましたような後代も含めまして、調査研究を行つてまいりたいというふうに考えております。

○中村敦夫君 しかし、実際のところ、二代目、三代目までずっと研究していくことについ

て予算措置はないんじゃないんですか。それどころか、一代目だって死ぬまでやつていけるかどうか、という予算措置はしてあるわけですか。イエス、ノーだけでいいですから答えてください。

○政府参考人(石原一郎君) そういう予算措置はございます。

○中村敦夫君 また、体細胞クローリン牛については、生産者にとっての経済性だけでなく、食品としての安全性というのについても非常に重大な疑問が積み残されているわけです。先ほど指摘しましたように、流産、死産、出生直後の死が多いことについて、厚生労働省研究班の報告書は原因不明というふうにしているわけですね。研究班の学者は、報道機関に対しては、健康な牛かどうかを検査して、食肉にするなら体細胞クローリン牛を不安視する材料はないと、もう何か答えちゃつているわけですね。

しかし、体細胞クローリン牛についてはまだまだ明らかになつてないことが多いわけです。現時点での知見で幾ら危険な要素が見られないからといって、それがイコール安全ということを意味するわけにはいかないと思うんですね。

農水省が去年の八月十三日に公表した畜産生物科学安全研究所による実験結果でも、体細胞クローリン牛を食べても安全という結果が示されました。

しかし、一方で、この研究のされ方のずさんさというのも相当指摘されているんですよ。例えば消化試験。これはマウスなんかに肉を食べさせるわけですよ。その肉は生まれてから一日か四日ぐらいまでの、通常は食用になつてないような肉を食べさせたと、これで実験をやつたということになつてているわけですよ。それから、マウスによる染色体障害。この検査は一群れたつた六匹でやつてあるわけですよ。データとしてはもう全然少な過ぎるんですね。それから、ラットを用いた消化試験というのは実質三日間だけのデータなんですね。食の安全を重視するという建前の研究としては余りにもざさんでお粗末という

か、これでは本当のデータにならないんじゃないかなというふうに私は考へているんですね。

○中村敦夫君 そういうアドバイスとかそういうもの家たちのいろいろなアドバイスとかそういうものを総合してやらないと、実りのある実験というのはできないわけですよね。

そこで厚生労働政務官にお聞きしますけれども、体細胞クローリン牛の安全性を検討していた厚生労働研究班が検討に用いた資料やデータといふものをすべて公開してはどうかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(渡辺具能君) 委員御指摘のとおり、今般、体細胞クローリン牛の食品としての安全性に関する研究報告がまとめられたわけでございました。その中で、委員御指摘のように、クローリン牛特有の要因によって食品としての安全性が損なわれることは考へ難いというふうに、ただいま委員御紹介されたように結論付けておりますが、データの開示の問題にお答えする前にちょっと付け加えさせていただくと、そういう結論の後に、実はその報告書の中には、委員もお目をお通しですか御承知かと思いますが、新しい技術であること取られた方が私は賢明だと思いますが、いかがですか。

○國務大臣(龜井善之君) 今日までも、この研究開示はございませんでした。

○中村敦夫君 知的財産権という問題が都合の悪いことを隠べいする口実に使われると私は困る

として、さらに委員は、いろんな心配があるんで、研究の際用いた、あるいは研究の方法あるいはデータについて開示をしろというのが一番大きな質問だったというふうに思います。この研究報告書については、国立国会図書館にお送りしましても既に置いてありますし、あるいは国立保健医療科学院研究情報センターのホームページにおいても書いているわけでございます。この研究報告書については、国立国会図書館にお送りしましても既に置いてありますし、あるいは国立保健医療科学院研究情報センターのホームページにおいても書いているわけでございます。この研究報告書については、今、ただいま委員御指摘のとおり、安全についていろいろ議論しなきゃいけないということになつてしまふと思いますので、よろしくお願いします。

段階でございますので、そういうことも考慮いたしますして、必要に応じて、学術雑誌等で出版されないデータの公開につきましても研究者の協力を、特段の協力をこれから求めてまいりたいと申します。

○中村敦夫君 私が言つているのは、そのデータというものの信憑性も重要であるから、それは全部公開して差し支えないんじやないかと、それで足りないものは補う人も出てくるわけですから。そういう基本的な姿勢を徹底していただく方が、いろいろな不信感というものを逆に払底できるんだというふうに考えております。

これは同じことなんですが、大臣にも農水省としての御意見を聞きたいんですけども、体細胞クローリン牛について、農水省も保有している研究データというのがあるわけですね。これも原則もう全面公開するというふうな、そういう姿勢を取られた方が私は賢明だと思いますが、いかがですか。

○國務大臣(龜井善之君) 今日までも、この研究情報、これは公開に努めております。プレスリリースあるいはまたホームページの掲載等をいたしております。さらに、新しくやられた研究成果、これ、知的財産権の問題等、あるいは研究途上の情報と、これには若干限界があるうかと思います。いろいろ、学術等の研究論文を発表するなり、これは原則公開をし、またいろいろのパンフレットやシンポジウム、そういうものを通じて研究データの公表等々に努めることは必要なことだと思います。

○中村敦夫君 知的財産権という問題が都合の悪いことを隠べいする口実に使われると私は困る

として、それ将来何の役にも立たない

○委員長(三浦一水君) 他に御発言もないようですが、四案に対する質疑は終局したものと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十八分散会